

第四十回国 参議院大蔵委員会會議録第二十二号

昭和三十三年三月三十一日(土曜日)

午前十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上村 忠次君
佐野 廣君
荒木正三郎君
永末 英一君
市川 房枝君

委員

青木 一男君
大谷 實雄君
岡崎 真一君
木暮武太夫君
田中 茂穂君
高橋 衛君
西川甚五郎君
林屋亀次郎君
堀 末治君
前田 久吉君
山本 米治君
木村福八郎君
成瀬 暢治君
平林 剛君
原島 宏治君
杉山 昌作君
須藤 五郎君

衆議院議員

修正案提出者

政府委員

大蔵政務次官 堀本 宜実君
大蔵省主税局長 村山 達雄君
大蔵省関税局長 稻益 繁君
国税庁長官 原 純夫君

事務局側

常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国税通則法案(内閣提出、衆議院送付)

○国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員會を開きます。

○市川房枝君 法人税法に關連して御質疑のある方は御発言願います。

○市川房枝君 第九條にありますが、法人税法の問題です、あれはいつからそういう規定ができたのでございませうか。

○政府委員(村山達雄君) 今はっきりわかりませんが、相当古いのだと思

○市川房枝君 終戦後に新しくそういう規定を設けられたのかどうかしら。

その設けられた理由というものも伺いたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 今九條の損金算入... 三回ございませう。一つは、いわゆる法人の一般的な寄付金に

つきましてある限度を設けて、その限度をこえる分は損金に算入しない、この分が一番古いわけございませう、所得の百分の二・五、資本金の百分の二・五、合計額の二分の一をこえたら、その分は損金に算入しない、

こういふ規定でございませう。これが先ほど申し上げたように一番古い規定でございまして、昭和二十二年か、あるいは戦時中であつたか、あとで調べてお答え申し上げます、こういふ規定でございませう。

○市川房枝君 今の御説明の第二と第三については私納得がいりますが、第一のは、これはどういふ理由で設けられているのですか。

○政府委員(村山達雄君) それはこういふことございませう。法人の寄付金のうち、事業に關連する寄付金、これは当然損金に算入すべきものでございませう。しかしながら、事業と何の關係もない—会社の事業は、それぞれ定款でもつてございませう。それと何にも關係のないことございませう、たとへばその社長さんの郷里に寄付をするとかという事は、これは

○市川房枝君 今御答弁の中に、社長の郷里に寄付をするといひますが、あるいは会社の私用のことに対する費用の出所がないというふうなお話でしたが、それは交際費というのとは別に租税特別措置であるのですね。これは相当額なんです。もちろん、昨年これは少し制限をされたようすけれども、だから、交際費が—交際費といひのは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、きょう応、慰安、贈答その他これらに類する」ものといひのですから、当然そこに入るのであつて、今の寄付金の使途の説明は、ちよつとそれに該当しないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(村山達雄君) 交際費はあくまでもやはり事業に關連して出されているのでございませう。ですから、得意先とか、そういうものを接待するとか、得意先に対する機密費の使い方をするとか、しかしあくまでもその中心は事業に關連するわけございませう。したがつて、本来からいへば、やかましい論理からいひますと、それは法人にとつても損金と認めらるべき性質のものだ。しかし、それは今の情勢からいひて、あまりにも大きな交際費になつてもいひかねるものであろうかといふことで、逆に強くなる意味で租税特別措置で押えているわけござ

○市川房枝君 今御説明の第二と第三については私納得がいりますが、第一のは、これはどういふ理由で設けられているのですか。

○政府委員(村山達雄君) それはこういふことございませう。法人の寄付金のうち、事業に關連する寄付金、これは当然損金に算入すべきものでございませう。しかしながら、事業と何の關係もない—会社の事業は、それぞれ定款でもつてございませう。それと何にも關係のないことございませう、たとへばその社長さんの郷里に寄付をするとかという事は、これは

○市川房枝君 今御答弁の中に、社長の郷里に寄付をするといひますが、あるいは会社の私用のことに対する費用の出所がないというふうなお話でしたが、それは交際費というのとは別に租税特別措置であるのですね。これは相当額なんです。もちろん、昨年これは少し制限をされたようすけれども、だから、交際費が—交際費といひのは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、きょう応、慰安、贈答その他これらに類する」ものといひのですから、当然そこに入るのであつて、今の寄付金の使途の説明は、ちよつとそれに該当しないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(村山達雄君) 交際費はあくまでもやはり事業に關連して出されているのでございませう。ですから、得意先とか、そういうものを接待するとか、得意先に対する機密費の使い方をするとか、しかしあくまでもその中心は事業に關連するわけございませう。したがつて、本来からいへば、やかましい論理からいひますと、それは法人にとつても損金と認めらるべき性質のものだ。しかし、それは今の情勢からいひて、あまりにも大きな交際費になつてもいひかねるものであろうかといふことで、逆に強くなる意味で租税特別措置で押えているわけござ

○市川房枝君 今御説明の第二と第三については私納得がいりますが、第一のは、これはどういふ理由で設けられているのですか。

○政府委員(村山達雄君) それはこういふことございませう。法人の寄付金のうち、事業に關連する寄付金、これは当然損金に算入すべきものでございませう。しかしながら、事業と何の關係もない—会社の事業は、それぞれ定款でもつてございませう。それと何にも關係のないことございませう、たとへばその社長さんの郷里に寄付をするとかという事は、これは

○市川房枝君 今御答弁の中に、社長の郷里に寄付をするといひますが、あるいは会社の私用のことに対する費用の出所がないというふうなお話でしたが、それは交際費というのとは別に租税特別措置であるのですね。これは相当額なんです。もちろん、昨年これは少し制限をされたようすけれども、だから、交際費が—交際費といひのは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、きょう応、慰安、贈答その他これらに類する」ものといひのですから、当然そこに入るのであつて、今の寄付金の使途の説明は、ちよつとそれに該当しないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(村山達雄君) 交際費はあくまでもやはり事業に關連して出されているのでございませう。ですから、得意先とか、そういうものを接待するとか、得意先に対する機密費の使い方をするとか、しかしあくまでもその中心は事業に關連するわけございませう。したがつて、本来からいへば、やかましい論理からいひますと、それは法人にとつても損金と認めらるべき性質のものだ。しかし、それは今の情勢からいひて、あまりにも大きな交際費になつてもいひかねるものであろうかといふことで、逆に強くなる意味で租税特別措置で押えているわけござ

○市川房枝君 今御説明の第二と第三については私納得がいりますが、第一のは、これはどういふ理由で設けられているのですか。

○政府委員(村山達雄君) それはこういふことございませう。法人の寄付金のうち、事業に關連する寄付金、これは当然損金に算入すべきものでございませう。しかしながら、事業と何の關係もない—会社の事業は、それぞれ定款でもつてございませう。それと何にも關係のないことございませう、たとへばその社長さんの郷里に寄付をするとかという事は、これは

ざいます。逆に抑えているわけではございませぬ。

ところが、寄付金というのは事業に關連のない支出を考へてゐるわけではございませぬ。ですから、今の、社長さんが事業と何の関係もない、生まれ故郷の郷里に寄付をされたというふうなことは、これは事業の遂行には何ら關係ないわけではございませぬ、それがいわゆる寄付金といわれているわけではございませぬ。その場合に、先ほど申しましたように、別に指定寄付金の制度がございませぬし、それから特別の試験研究機關とか、あるいは教育用にやれば、別ワケはございませぬけれども、本来のワケの寄付金はそういう意味の事業と關連を持たない寄付金について書いてあるわけではございませぬ。

○市川房枝君 まあ第二、第三の指定寄付金なんかは、これは社会公共のためということなんで、これはある程度外国でも損算入を認めてゐるらしいのでございませぬ、いわゆる第一に掲げられてゐるといひますか、おっしゃつたような事項には、これは外国ではそういう例がないというのでございませぬ、どうして日本だけそういうことがあるのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは何と申しますか、外国のほうは一々指定寄付は指定寄付であります、そうでないものにつぎましては、指定寄付というものは本来損金の性質を持たないものを特に損金にしてゐるわけではございませぬ。これは損金の性質を持たないものでございませぬ。それから、損金の性質を持つてゐるものにつぎましては、外国では一々調べて、これは損金、これは損金性を持たないと、こゝろきめてゐるわけではございませぬ。ちよ

ど日本の個人が今それと同じ扱ひをしてゐるわけではございませぬ。ところが、法人の場合でございませぬと、それが一々相互にたいへんな手数になるということではございませぬ。本来、やはり法人というものは、寄付をするためにある存在でもございませぬし、事業遂行上にあるものでございませぬから、それがある程度使途がわからない、しかし社外には出しておる、これは要するに寄付金でございませぬ、そういうものがあつたときに、一々そのこまかい金額をはたしてそれが経費に相当するものであつたかどうかといふことをいわないで、ある程度相互の実務の便宜を考へて、ある程度までは使途を問わないで損金にする、いわば相互の手数をはぶくための便宜の規定といふわけではございませぬ。しかしながら、その思想におきましては、外国とそう違つてゐるわけではございませぬ。

○市川房枝君 事業と關係があるといふことをいへば、實際費がありますからね。さつき言ひましたように、このほうは事業とは關係がない、直接の關係がないので、損金に算入すべきほんとは性格のものではなくて、むしろそれは、その金額はまあ配当として株主に還元するなり、あるいはそれこそ法人税として国家に収入となるべき性格のものではないかと思つてゐるわけではございませぬ、いかがではございませぬ。

○政府委員(村山達雄君) 現行のその規定の結果は、その事業の遂行に關連があるがなからうかというところになります。あつてもさうなりました。ですから、外国のほうは一々調べて、その金額がどんなに大きくつても、それが事業に關連をしないわけではございませぬ、経費に認めるわけではございませぬ。

す。それから、それがどんなに小さい金額でありませぬと、事業に關連がなければ、それは否認されるべきものでございませぬ。日本の場合と考へ方は同じなんです。ただ、それを一々その両方で詰めていくということがむだではなからうか、こういうことで、ある金額を限度にいたしました、そこまではさういふものといへば、推定する意味で、みなす意味で書いてあるわけではございませぬ。ですから、今度はさういふ規定を設けられたあとになりますと、かりに事業に關連のある寄付金でございませぬと、オーバーすればだめだといふことにはなりません。なりませぬが、考へ方の発足は、何を損金に認め、どういふものを損金に認めないかといふことについては、外国も日本も同じ考へだ。ただ、日本の場合は、手数の点を考へまして、それを法定してしまつたといふところが結果的に違つてくる、こゝろいふとでございませぬ。

○市川房枝君 御説明、どうも私納得いかないのですが、事業に關係のあるものならば、はつきりそれは損金に私算入していいと思つてゐるわけではございませぬ。關係のないものだったら、損金に入るのがおかしいので、その區別ができないとおっしゃるのでございませぬ、今の国税庁の機能でできないはずはないと思つてゐるのですが、その点、私はどうも納得がいけないのですが、どうでございませぬ。

○政府委員(村山達雄君) これは一つは手数の關係と、それからもう一つは、その限界線になると非常な問題があらまして、かへつてこまかくやることと不公平になるのではないか。この両方をならんできめた規定でございませぬ。

○市川房枝君 私、もつと率直にいへば、その金の中にいづゆる政治献金といふものが、その金の大部分といひませぬ、その金額がわからないとおっしゃるのでございませぬ、政治献金になつてゐるといふ現実ですね、さういふ認識をなさいますかどうですか。

○政府委員(村山達雄君) これはいろいろな方面に出されると思ひます。もちろん、事業に關連して出さねばならぬ金もたくさんあると思ひます。それから、さうでないものもあると思ひます。法人によつてかなり違ふんじやないか。政府献金だけだとはとても考へられませぬ。

○市川房枝君 それの區別は、全然當局としてわからないのですか。

○政府委員(村山達雄君) その限度以内の問題については、現行法上調べる必要はございませぬので、調べておりました。

○市川房枝君 一体、その税率といひますか、損金に算入する率が、現行で一体適当なのか適当でないのかといふことなんかは、これは當局として當然調査をなさるべきである。そのためには、その内容が一体どういふことに使われているのかといふことは、當然私は當局としては調べるべきだと思つてゐるわけではございませぬ、どうなつてゐるのですか。

○政府委員(村山達雄君) この金額は、もう見ておわかりのように、所得の千分の二・五、資本金の千分の二・五の合計額の二分の一ですから、非常に会社では少な過ぎる、こゝろいふ非難、さういふほうの不公平が一般的でございませぬ。

○市川房枝君 全部の法人でなくともいいですけれども、たとえば資本金十億円なら十億円以上の会社、法人で、

一体その損算入してもいい寄付の金額といふのはどれだけかといふことは、これは当然おわかりになりますね。その金額のべん調査したものをちよらうだいでございませぬか。

○政府委員(村山達雄君) こゝろいふことではございませぬ。限度は、したがつて、法人によつてみな違つてゐるわけではございませぬ。資本金が違ひますし、その事業年度の所得が違ひます。それで自動的に出て参ります。どれくらいこれを使つておるかといふことは、かつてサンプル調査をやつたことがありますが、この限度内の六割程度を普通に使つておるようではございませぬ。

○市川房枝君 そりすれば、あとの四割は税金の対象になつておるわけではございませぬか。

○政府委員(村山達雄君) ええ。支出されてないから、自動的に税金の対象になる、こゝろいふことではございませぬ。

○市川房枝君 それは當然計算をすればわかりますから、資本金がそんなに小さいものは必要ないと思つてゐるわけではございませぬ、考え方によつて少額かどうかという問題は言へると思つてゐるのですが、だから、これは会社の資本金と今年の所得とを、といふものにさつきの率をかければ出てくるので、当然わかるはずだと思ひますが、これはすぐでなくともいいのです、あつてもよろしくございませぬから、ひとつその数字を――額ですね、どの会社が資本金が幾らで、損金に算入する限度は幾らだといふ、その表がほしいのですが。

○政府委員(村山達雄君) これは表も何もないわけではございませぬ。たとえば五百万円

の資本金でございますと、資本金の分が千分の二・五ですから五千円の二倍半でございますから、一万二千五百円ですか、一万二千五百円と。それから所得がかりに百万円といたしますと、百分の二・五ですから二万五千円になります。だから、その合計額の二分の一でございますから約一万八千円、そういう会社ですと、一万八千円が限度でございますという事になるわけですね。実際使っておるのは、先ほど申しましたように一万八千円一ぱい使っていないので、大体その六割でございまして、一から一、一万八千円という状況でございます。

○市川房枝君 そのそばは私だつてできるから、一々教えていただかなくていいのですが、しかし二、三年前に調査したというのがおありになるなら、それはいただけますか。

○政府委員(村山達雄君) あとでその数字は差し上げます。

○市川房枝君 あとでけっこうです。なお、伺いたい。納得のできない点が多々ありますが、これはあとでまた引き続いて何かの機会に伺いますから、一応これでよろしゅうございませぬ。

○委員長(棚橋小虎君) ほかに御発言がなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めませぬ。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○永末英一君 民社党はこの法案に反対であります。

理由は、法人税に關しては、特に中小法人に對する軽減課税という問題について、中小法人側が非常な期待を持って見ておられたのでありますが、今回の改正案におきましては、この重要な問題に觸れることなく、退職年金積立金に對する課税等という非常に小さな問題の改正だけをやって、一時しのぎをやっているように思われる。しかし、現在の池田内閣の所得倍増計画による日本經濟の成長政策と称せられるものが進行しておりますときに、一番困っておるのは、これは中小法人なり、また企業規模を小さくしておる個人事業者である。私どもは、特に中小法人に對する税率を下げるという問題は、現在の資本市場におきましては、現存の資本市場におきましては、大法人はいわゆる他人資本によつて自分の事業規模を拡張することは非常に容易である。さらにまた、そのやり方は、政府における政府資金の活用、あるいはそれに裏打ちされた大きな銀行からの融資というものが容易に得られるにかかわらず、中小法人が企業規模を拡張しようとするならば、一にかかつて自己資本の蓄積に待たざるを得ない。したがって、もし中小資本によつて經營されている法人經營というものが日本の經濟の現状から見るとどういふ地位を占めておるかということがはつきりわかるならば、政府の全般的な政策の中に、中小法人における課税を軽減をして、自己資本の蓄積をはから大きくして、これによつてこれらの事業を大きくしていくという配慮がなくてはならぬと思つておられる。ところが、政府は、その面については問題のありかを知りながら、特に中小法人と個人所得者との、あるいは個人事業者との不均衡という面のみ眼を置いて、もし中小法人の税金が軽減するならば個人事業者の負担と著しく不均衡になるといふことを理由にして、今回のこの軽減の問題を見送つておられます。われわれは、個人のほうも下げろと、こういうことを言つておるのである。個人のほうも下げるならば、したがつて中小法人も中法人もその税率に下つて下げられることが容易である。ところが、政府は一貫して低所得者に對する税率を下げないという方針で臨む。すなわち、この面における大衆課税によつて、その家計から、あるいはまたその所得から、政府の中に金を集めて、それを別途の回路を通して大産業に對してこれを落とすと、こういう方策を強行いたしております。この方策は現在の池田内閣の經濟政策の進行の上において非常な困難をこれらの中小法人なり、小さな個人事業者に与えておるといふことを考えました場合に、この問題を解決せずして、こんな程度の法人税の改正案という態度について、民社党としては承認するわけには参りませぬ。

この問題については、今までの政府答弁で、研究をいたしておりますという程度でありますけれども、そうじゃなく、今この問題をはつきりしなければ、たとえば大企業面におきましては、設備投資の過熱のために今、引き起こつてくるいろいろな將來見込まれる經濟困難に對して、それらの引き締め政策はどこへ一体しわ寄せが来るかという見通しについては、われわれはきつとそれらは下に落ちて、これらのところから落ちてくると思つておられる。私は税制だけによつてこれがまかなわれるとは思ひませんが、少なくとも

理由は、法人税に關しては、特に中小法人に對する軽減課税という問題について、中小法人側が非常な期待を持って見ておられたのでありますが、今回の改正案におきましては、この重要な問題に觸れることなく、退職年金積立金に對する課税等という非常に小さな問題の改正だけをやって、一時しのぎをやっているように思われる。しかし、現在の池田内閣の所得倍増計画による日本經濟の成長政策と称せられるものが進行しておりますときに、一番困っておるのは、これは中小法人なり、また企業規模を小さくしておる個人事業者である。私どもは、特に中小法人に對する税率を下げるという問題は、現在の資本市場におきましては、現存の資本市場におきましては、大法人はいわゆる他人資本によつて自分の事業規模を拡張することは非常に容易である。さらにまた、そのやり方は、政府における政府資金の活用、あるいはそれに裏打ちされた大きな銀行からの融資というものが容易に得られるにかかわらず、中小法人が企業規模を拡張しようとするならば、一にかかつて自己資本の蓄積に待たざるを得ない。したがって、もし中小資本によつて經營されている法人經營というものが日本の經濟の現状から見るとどういふ地位を占めておるかということがはつきりわかるならば、政府の全般的な政策の中に、中小法人における課税を軽減をして、自己資本の蓄積をはから大きくして、これによつてこれらの事業を大きくしていくという配慮がなくてはならぬと思つておられる。ところが、政府は、その面については問題のありかを知りながら、特に中小法人と個人所得者との、あるいは個人事業者との不均衡という面のみ眼を置いて、

とも税制においてもそういう用意をしなければ、日本經濟の均衡のとれた発展はあり得ないと思ひます。こゝろから、反対の意見を開陳をいたします。

○委員長(棚橋小虎君) ほかに御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めませぬ。

これより採決に入ります。法人税法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 多数でございます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。――別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めませぬ。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めませぬ。

これより採決に入ります。関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 多数でございます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。――別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めませぬ。

午後零時五十六分再開
○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。
関稅通則法案、関稅通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に關する法律案を議題といたします。

両案に対し質疑のある方は御発言願います。

○木村禮八郎君 まず最初に、この国税通則法という画期的な、非常に重大なこの法案を、十分に利害関係者の、あるいは学識経験者の意見を聞かずに、どうして急に制定し、そして十分な審議もしないのにこれを通過させようとしていたのか。なぜ、この実施を急ぐのか。私、この通則法が答申され、それから制定され、国会に提出されてから今日までの世論を見ますと、財界においてでも反対しています。それから、日本でも非常に権威のある税法学会においても反対しております。時期尚早である、十分に検討しない、これは非常に学識的にもいろいろ問題がある、また納税者に重大なる利害関係がある、それで学界でも、それから財界でも反対しているのです。また、これが十分に国民に公表され、そして検討、研究の余地が与えられていないわけなんです。これが国会に上程されるや、私のところには、今持って参りませんが、反対の電報やらはがきやらたくさん来ています。それから、署名運動もたくさん来ております。こんなにはほとんど国民をあげて反対しているものを、また十分これは納得されてい

ないのです、議論も尽くされていらないものを、なぜこんなに早く急速に実施しなければならぬのか。この点がどうしても納得いかないのです。まず、この点について納得のいく御答弁を伺いたい。私は、いたずらにこの審議を妨げたり、引き延ばしたりするつもりはございません。こんなに画期的な重大なる法案を、十分なる審議もせず、国民に十分にこれを理解させないで実施したならば、これは重大な今後に影響を及ぼすものでございます。普通の税法と違います。普通の税法は、毎年これが改正されますが、国税徴収法や国税犯則取締法みたいな恒久法になる、簡単にこれは毎年修正するわけにいかぬのであります。いわば税法の憲法みたいなものになるわけですから、こんな重大な法案を十分に国民に納得されないうまま、急遽これを実施するという理由が、意図が、どうしても理解できない。この点について十分に理解のいくような御答弁をいただきたいわけ

です。○政府委員(村山雄雄君) 御承知のとおり、戦後ほとんど毎年といつていくくらいの減税に減税を続けてきたわけでございますが、税制の根本的整備という点につきましては、なかなか時間がありませんでした。その機会がなかったわけでございます。そこで、昭和三十四年五月十九日に発足いたしました三年間という長期にわたる調査会に對しまして、内閣総理大臣から、日本の税制の根本的改善策いかに、こういう諮問が出されたのは、まさにこういう状況下においてなされたわけでございます。

そこで、問題は二つございまして、一つは、実質的に各税の負担をいかに配分するかという問題、いわば実質的税制整備の問題が一つあるわけでございます。この点は、去年、ことしの両年度を通じて各税におきまして改正が加えられたわけでございます。もう一つは、現行の租税法体系、形式的な租税法体系があまりにも複雑である。これを抜本的に整理いたしまして、納税者に現行の税制がわかりやすいものにするということ、現行の税制を納税者に

親しみやすいものにしたしまして、納税者の理解を容易にする、その上に立って初めて今後における税制の合理化あるいは民主化が可能であろう、こういうふうな考えられたわけでございます。

現行の租税法体系は、御承知のように、各税法の中にその納税義務者であるとか、課税物件であるとか、課税標準であるとか、あるいは税率、そこまですべて大抵税額が出るわけでございますが、その税額算出に至る実定規定と、きまりました税金をいかにして納めるかという納付の問題、間違っておった場合に税務署のほうで更正決定等を行います、その自余のそれを修正する手続、それらの処分に対して不服のあった場合の救済手続、いわば実定規定のほかにこれらの手続規定が各税の中にそれぞれ設けられておりまして、これがかなり重複的な同じような制度でございます。しかも、その規定の仕方は、一方の税法では法律の中にあるかと思ふと、他方におきましてはそれが政令の中にあつてみたり、あるいは省令の中にあつてみたり、しかも、その内容が十分なる理由なくして不統一であるというところでございまして、非常にわかりにくいのでござい

ます。そこで、今度の通則法の第一のねらいといたしましては、これらの関係を整理いたしまして、実体的規定は原則として各税法に、それから諸手続はこれを通則法に入れます。滞納処分に関するところは、各税を通じて国税徴収法にとどめる。こういたしますと、体系的に非常にわかりやすくなるわけでございます。これが一つのねらいでございます。

それから、第二のねらいといたしましては、それらの問題を考えますときに、現行のいろいろな制度で、納税者のほうから見て特に不利益になっておりました、これを急速に改善する必要があるのでございます。これがまた急がれる次第でございます。

第三番目といたしましては、各税法を通じて、基本的な法律関係が非常に不明でございます。これまた税法の基本といたしまして明らかにする必要があるわけでございます。こういふ大体三点でございます。先ほど申しました税制調査会におきまして、過去三年にわたりました慎重審議をいたしましたわけでございます。各界の学識経験者その他の方々にお集まりいただきましたしまして、それぞれこまかく議論をいたしまして、昨年の七月に答申をいただいたわけでござい

ます。政府は、これらの答申をもとにいたしまして、さらに、政府はまた独自の立場で検討を加えまして、非常に広範な、示唆に富んだ答申ではございませぬけれども、この際としては、実施するに適用するかどうか、機が熟しているかどうかという点に十分配意いたしまして、この際実施することは、やはり情勢が熟していないと判断されるものにつきましては、これは税制調査会にお諮りの上、今度の通則法において制度化することから省いたわけでございます。そのような慎重な手続を経てやっておりますので、われわれといたしましては、十分な審議を尽くしたものであると思つてござい

ます。なお、この税制調査会におきまして答申をいただきますとともに、広く世間に発表いたしました。いろいろな御批

判があつたわけでございますが、その批判の大部分は、実質課税の原則を初めとする五つばかりの項目でございまして、これらは政府におきましても検討の結果、今回はこの通則法からは必ずしも適当と認められませんでしたので、制度化していません。○木村禮八郎君 ただいま政府当局のほうから大体四つの点をあげて、至急通則法を制定実施する必要があるということを述べられたのであります。

第一の理由は、現在日本には税金の種類が非常に多い。それぞれの税金がそれぞれ税法として規定されているが、これを通ずる共通の問題を個々の税法の中に規定されている。たとえば申告とか、更正決定とか、再調査審査の要求とか、あるいは税務職員の間検査権とか、加算税とか、利子税とか、罰則、こういう各税に共通な問題が、罰則、こういう各税に共通な問題が、そこで、こういう共通な規定は一つにまとめてしまつたほうが納税者あるいは徴収者を通じて便利ではないか、これが第一の理由のように承つたのであります。第二の理由は、非常に税法が難解である。だから、これをわかりやすくする。これが第二の理由である。これは確かにそのとおりだと思つた。第一の理由もごもっともだと思つた。今の税法は、人によつて、非常に難解である。読めば読むほどわからなくなつてくる。ある人は、一読して難解、二読して誤解、三読して迷宮入り、四読して了解に達せず、こういうふうな言つて居る人もあるわけであり

それから、第三の理由として、納税者に不利な点のいわゆる救済規定、これをもちと明確にしていく。これをつけようであります。しかし、今納税者に対して不利な点と言われたのは、税法自体よりは、その税法をもとにして行なわれる通達にあると思うのです。この前もここで論議になったのですが、いわゆる通達行政である。実際の納税者は、税法よりもむしろ通達というものが権威があるように實際には受け取っているのです。各税を通じて、この通達が、非常に法律をこえた通達行政が行なわれており、しかも通達が十分に国民にこられた明らかになっておらないのです。税法による税金が苛酷である、重たいという感じよりも、むしろ通達行政が非常に納税者に恐怖を与えている。これは実態だと思ふのです。問題は通達行政にあるのですが、ですから、かりにです、国税通則法でそういう規定をしても、通達行政を改めない、実質的に納税者の救済というものは保証されないと思ふのです。いろいろ聞きますが、實際通告処分なんか、国犯法に基づいてまるで罪人扱いにして通知したりなんかする事例がたくさんあります。それは例をあげるといえば幾らでもあります。それがはたして救済されるかどうか、これは問題なんです。

それから、第四点としまして、政府が税制調査会に諮問して、各学界の意見を聞いた、三年間にわたって慎重に検討してもらったと、こう言われますが、これは小委員会において実質的に審議したわけですか。これには、この経過を見ますと、非常に問題があるわけですか。この小委員長の松宮さんという方は東京の税理士会の会長なんです。

これは日本税理士会の会長でもありません。この松宮さんは、東京税理士会長をやめさせられたのですよ、この答申をしてから。その理由はなぜかという、これは税理士に重大な関係がある法律なんです、答申を行なうときに税理士に何ら意見を聞いていないのです。そこで非常に問題になっておめまして、それでこの人は東京の税理士会長をやめさせられたのです。そういふような人なんです、この委員長が。十分に各方面の意見を聴取してないのではありませんか、小委員は、小委員のメンバーを見ますと、ほんとうに税務行政に経験のある人がおられますか。おつたら、どういふ人がおられますか。小委員のメンバーを見ますと、ほんとうに税務行政に明るい人は私はいないと思ふ。それは学者だけではだめなんです。税法に明るい人だけで、徴税の手続きをきめる基本法なんです。税務行政、今の通達行政というものはどういふふうになつてゐるか、そういうことについて十分経験があり、また学識のある人がやはり小委員会のメンバーにならないければならぬと思ふのです。十分に審議されたと言われますけれども、まず小委員長に問題があるのであります。また、この委員のメンバーにも問題があるのであります。

それから、学界の、学識経験者の意見を十分聞かれたといひ、あるいはまた三年間十分に審議されたといひますけれども、財界、学界において有力なる反対があるわけなんです。まず、関西経済連合会、関経連、これは日経連の関西のこれは支部でありまして、これは財界を代表するものであります。

この関西経済連合会が「国税通則法制定に反対の意見」として、昨年十二月十八日に反対の意見を、これを発表しております。有力なる財界の団体でございます。それは長いものじゃありませんから、私ここで反対の意見を一応紹介いたします。こう述べているのですよ。「政府は、税制調査会の「国税通則法の制定に関する答申(三六・七・五)」に基づいて、国税通則法案を今次通常国会に提出し、来年度中に施行する予定であると伝えられる。国税通則法制定の趣旨として、答申は「租税制度の基本的な仕組みは各税に共通する事項、すなわち租税に関する通則事項と称すべきものについては、この際、これを統一的に整備規定することが必要」であり、従つて「このよ様な法律として国税通則法の制定が望ましい」と述べている。然し答申に盛り込まれている諸項目を仔細に検討すると、単なる通則法的な内容を持つもののみならず、税務官庁の権限の抛り所となる根本法・基本法的な性格を有しているものが多い。最近伝えられるところによれば、立案当局は若干の項目については、「さつき局長が言われましたように、「当面法案化を見合わせ、将来の検討に委ねる模様であるが、なお税務官庁の権限を不当に強化し、租税法主義の原則を破つて納税者の利益を侵すべき項目が数多く残されている。詐偽その他不正行為に基づく脱税防止に万全の努力を必要とするは勿論であるが、国税通則法の制定に関する基本的な考え方其者に納得し難いものがある。」と述べているのです。さらに続けて、「国税通則法は、手続規定の統一を目的とするものである以上、その範囲を逸脱すべ

きでない。又この種法律は国民生活に直接且つ深刻に影響するものであるから、充分な時間を与え慎重な審議を尽くして後、その草案を発表して衆知せしめ、国民各方面の輿論を十分に反映する所を修正を加え、然る後始めて立法措置を採るべきものである。拙速を要する理由も、これを容れる余地もない。よつて着惶のうちに多くの問題点を内蔵する法律を制定施行せんとする政府の方針に対し、当連合会は次の理由から絶対に反対するものである。これは財界の意見です。」

そして、反対理由の第一に、「徴税当局の権限を不当に強化することになる。つまり「国税通則法の制定に関する答申」によって窺ひ知られる限りに於て、徴税当局の権限が不当に強化される。これを列挙すれば次の如くである。まず最初は、「租税の解釈及び課税要件事実の判断については、各税法の目的に従ひ、租税負担の公平を図るより、それらの経済的意義及び実質に即して行なうものとする」という税法の解釈及び適用に関する一般原則を規定するといふことであるが、このようにな解釈及び適用に関する規定は税法以外の他の法律についてはその例がない。答申の説明によれば、この規定は「実質課税の原則、租税回避行為の否認、同族会社等の行為計算の否認、無効又は違法の行為の課税、法人格の否認など多種多様の解決の最後の拠り所となる規定である」とされているが、その内容は複雑難解であつて、かかる解釈原則規定の解釈そのものが問題となる。このよ様な規定を設けることは租税法主義の趣旨に反するが如き自由な解釈適用の門戸を開き、税務官庁の権限を不当に強化し、いわゆる通達

行政の弊害が公認せられることとなる。」「いみじくも指摘しているのです。それから第二の理由として、「租税回避行為の否認に関する原則的授權規定を設け、租税回避行為の成立要件については漠然と規定し、ただ節税の目的以外に事業上の合理的な目的が存する場合などに限り、否認しないものとする。これは租税回避行為の否認を容易にし、時に税務官庁がこれを濫用する惧れなしとせず、立証責任を転換して、納税者に租税回避行為に該当せざる旨を立証する困難を負わしめるものである。」「それから第三の理由は、「行為計算の否認に關しても、同族会社以外の他の場合に適用し否認し得る場合を拡大しようとしている。而も、租税回避行為の場合と同様、いかなる行為計算を否認しようとするのかの基準となる法的要件は不明のままに残されている。」「第四は、「租税債権の期間制限として、賦課権即ち更正決定権の存続期間を延長する特例を新設し、この特例の場合に於ては現行法の場合と異り現行の消滅時効の枠内に止まらず、除斥期間の延長と共に租税の時効をも延長するものとしている。このことは租税の消滅時効による法的安定の制度を無視するものである。」「第五は「資料提出義務の違反に対して従来の処罰規定のほかに更に過怠税を課する制度を新設しようとしてゐる。」「第六に「印紙税法について、過失のないことの立証責任を納税者に負わせ、一方的な通告処分によることとしてゐる。」「これが、有力なる財界の団体である関経連が、徴税当局の権限を不当に強化する理由としてあげている点であります。

それから第二に、関経連は「納税者の利益保護のための改正が考慮されていない」ということ指摘しており、その理由として、第一は「通告処分」の制度を従来通り存置しようとして

また各方面の意見をよく聞いて、そして法案化するべきなのに、なぜ急ぐのか、その急ぐ理由がわからぬというがこの趣旨であります。それを具体的に財界の有力な団体である関経連が述べているのです。自民党の人、いかがですか。財界の人が述べている。

それから、先ほどの松宮委員長の話でございますが、これはおやめになつたことはおやめになりましたが、これは通則法とは何の関係もございませぬ。それらの問題以前に、連合会と単位会との関係に関する会則等の問題で、

則法を予定して各税法から落としたもの、これが二百四十条程度ございませぬ。しかし、一方、国税通則法で九十六条ふやしております。ですから、まあ差し引き二百七、八十条くらいの条文整理にはなっております。これは単に条文の数を減らしたということではなくて、先ほども申しましたように、諸

いるが、この制度については訴訟、訴訟による不服審査の途はなく、刑事訴訟を免れようとする一方の通告処分にも納税者は忍従しなければならぬという不合理があるので、至急改正を要する前時代的な制度である。と指摘しております。また、第二に「税務行政事件訴訟について訴訟前置主義を存続することも、納税者の欲する裁判上の救済を阻むこととなるので、他の一般の行政事件訴訟と同じく選択制とする改正が必要である。」先ほど主税局長は、納税者の救済々々と言いつながら、この訴訟前置主義を存続している

関経連は、ただいまは十二月の意見書でございますが、三月十九日に関経連がかように言っております。「国税通則法案の成立を要望する。昨年十二月当連合会は国税通則法の制定施行に反対の意見を表明した。その理由は、当時の主税局長案には税務官庁の権限を不当に強化し、租税法主義の原則を破つて納税者の利益を侵す項目が数多く存していたからである。然るに今回政府が最終的に決定し国会に提出することとした国税通則法案は、かつて当連合会が問題とした点は一切削除されているのみならず、附帯税制の改正案に見られる如く制度の簡素化、延滞税加算税の軽減が図られている面さえある。この様に修正を加えられた国税通則法案は国税に関する法律関係を明確にし、国民の納税義務の円滑な履行に役立つものであるから、今国会に於て成立し本年四月一日から施行されることを要望する。」

それから、先ほどの松宮委員長の話でございますが、これはおやめになつたことはおやめになりましたが、これは通則法とは何の関係もございませぬ。それらの問題以前に、連合会と単位会との関係に関する会則等の問題で、

手続、これは税務の第一線と納税者の接触する面がどういふ工合の仕組みになつてゐるかというところを取りまゝとめて通則法に規定されるわけでございます。したがうございまして、納税者の方々がこの通則法を見ていただければ、大体税というものは各税を通じていろいろ仕組みになつてゐるのだということがはつきりわかるわけでございます。従来と違ひまして、そういう意味で、国民の方々はこれを知らんになつて、いろいろ御意見はあると思つて、いろいろ御意見を言つていただい。これはこうすべきじゃないかと、いろいろ御意見は出ると思つたわけなんです。そういう活発な御意見の上に立つて初めて今後のやはり税の進歩があるであらうとわれわれは考えているわけでございます。まして、単に条文を二百七十条減らしたというのではございませぬ。内容もできるだけ整備したつもりではございませぬが、ここに国民に關係のある手続規定を統括いたしました。今後の活発なる批判に待つ、こういう態度に出たわけでございます。

さらに第三の理由として、「一般に、国税通則法によって税務官庁の権限の強化が意図されているのであるから、これとの釣合いかから、納税者の利益保護のために税務官庁の恣意的権限の行使を制限する措置が必要であるにも拘らず、かかる配慮は全く行われていない。」、こういうふう

それから最後に、「法案を国民に公表していいない」として、「国民の利害に甚大なる影響を及ぼすこのような租税問題の根本法制定について、政府は法制審議会にかけるともなく、又法律案要綱も公表せずに一挙に法案の作成に着手しようとしている。これは国民の意見を聴取若くは無視するものといふべく、極めて不明朗である。よつて法案の国会提出を急ぐことなく、事前に法案乃至要綱を公表し国民の意見を充分反映させる必要がある。」

それから、先ほど松宮委員長の話でございますが、これはおやめになつたことはおやめになりましたが、これは通則法とは何の関係もございませぬ。それらの問題以前に、連合会と単位会との関係に関する会則等の問題で、

○平林剛君 関連質問。ただいま村山さんの御説明を聞いております。この法律案が、内容複雑多岐にわたるのを整理して、その整理したものだけでも二百四十条に達するといふ御説明がございました。またこの考え

さらに第三の理由として、「国税審査団制度が第三者的なものとなつていない」という点を指摘しているのではありません。答申によれば、協議団の名称を国税審査団と改め、「第三者的性格を制度上明らかにすることになつていないが、「法令等の解釈につき疑義を生じた場合には、すみやかに国税庁長官の判断を求めるところとすべき旨を法令上明らかにするものとする」と述べているから、国税審査団の第三者的性

で、これは十二月の十八日に発表された意見であります。私はこの意見は妥当であると思つて、なぜ急ぐかということを疑問として、いろいろわけなんです。いろいろ疑義があるのになぜそんなに急ぐのか。十分に国民にこの法律の趣旨内容、そういうものを、それが法律としてどういふ法案を提出するといふことを公表して、

それから、先ほどの松宮委員長の話でございますが、これはおやめになつたことはおやめになりましたが、これは通則法とは何の関係もございませぬ。それらの問題以前に、連合会と単位会との関係に関する会則等の問題で、

○平林剛君 関連質問。ただいま村山さんの御説明を聞いております。この法律案が、内容複雑多岐にわたるのを整理して、その整理したものだけでも二百四十条に達するといふ御説明がございました。またこの考え

さらに第三の理由として、「国税審査団制度が第三者的なものとなつていない」という点を指摘しているのではありません。答申によれば、協議団の名称を国税審査団と改め、「第三者的性格を制度上明らかにすることになつていないが、「法令等の解釈につき疑義を生じた場合には、すみやかに国税庁長官の判断を求めるところとすべき旨を法令上明らかにするものとする」と述べているから、国税審査団の第三者的性

で、これは十二月の十八日に発表された意見であります。私はこの意見は妥当であると思つて、なぜ急ぐかということを疑問として、いろいろわけなんです。いろいろ疑義があるのになぜそんなに急ぐのか。十分に国民にこの法律の趣旨内容、そういうものを、それが法律としてどういふ法案を提出するといふことを公表して、

それから、先ほどの松宮委員長の話でございますが、これはおやめになつたことはおやめになりましたが、これは通則法とは何の関係もございませぬ。それらの問題以前に、連合会と単位会との関係に関する会則等の問題で、

○平林剛君 関連質問。ただいま村山さんの御説明を聞いております。この法律案が、内容複雑多岐にわたるのを整理して、その整理したものだけでも二百四十条に達するといふ御説明がございました。またこの考え

さらに第三の理由として、「国税審査団制度が第三者的なものとなつていない」という点を指摘しているのではありません。答申によれば、協議団の名称を国税審査団と改め、「第三者的性格を制度上明らかにすることになつていないが、「法令等の解釈につき疑義を生じた場合には、すみやかに国税庁長官の判断を求めるところとすべき旨を法令上明らかにするものとする」と述べているから、国税審査団の第三者的性

で、これは十二月の十八日に発表された意見であります。私はこの意見は妥当であると思つて、なぜ急ぐかということを疑問として、いろいろわけなんです。いろいろ疑義があるのになぜそんなに急ぐのか。十分に国民にこの法律の趣旨内容、そういうものを、それが法律としてどういふ法案を提出するといふことを公表して、

それから、先ほどの松宮委員長の話でございますが、これはおやめになつたことはおやめになりましたが、これは通則法とは何の関係もございませぬ。それらの問題以前に、連合会と単位会との関係に関する会則等の問題で、

○平林剛君 関連質問。ただいま村山さんの御説明を聞いております。この法律案が、内容複雑多岐にわたるのを整理して、その整理したものだけでも二百四十条に達するといふ御説明がございました。またこの考え

さらに第三の理由として、「国税審査団制度が第三者的なものとなつていない」という点を指摘しているのではありません。答申によれば、協議団の名称を国税審査団と改め、「第三者的性格を制度上明らかにすることになつていないが、「法令等の解釈につき疑義を生じた場合には、すみやかに国税庁長官の判断を求めるところとすべき旨を法令上明らかにするものとする」と述べているから、国税審査団の第三者的性

で、これは十二月の十八日に発表された意見であります。私はこの意見は妥当であると思つて、なぜ急ぐかということを疑問として、いろいろわけなんです。いろいろ疑義があるのになぜそんなに急ぐのか。十分に国民にこの法律の趣旨内容、そういうものを、それが法律としてどういふ法案を提出するといふことを公表して、

それから、先ほどの松宮委員長の話でございますが、これはおやめになつたことはおやめになりましたが、これは通則法とは何の関係もございませぬ。それらの問題以前に、連合会と単位会との関係に関する会則等の問題で、

○平林剛君 関連質問。ただいま村山さんの御説明を聞いております。この法律案が、内容複雑多岐にわたるのを整理して、その整理したものだけでも二百四十条に達するといふ御説明がございました。またこの考え

方、構想について、税制調査会あるいは各方面の意見も聞いて長い間十分な検討をしたという御説明がございました。しかし、議会においての審議時間はまだまだ短く短いのでありまして、そういう意味では、私も十分これについて国民に安心してもらうほどの審議は、今始められたばかりにすぎませ

ん。私は、その段階におきまして、政務次官にお尋ねをしたいと思いますのであります。この法律案は、国民に一般的關心が持たれ、またそれにいろいろな利害得失があるという意味では、法律案自体としては非常に重要視すべきものだと思いますけれども、政府の見解はいかがですか。

○政府委員(堀本宣実君) この国税通則法並びに整備法は、ただいま主税局長からお話を申し上げましたように、税法に關する基本的なものでございまして、たいへん重要な法律であるというふうに承知いたしております。

○平林剛君 委員長にお尋ねします。今、政府がお答えになりましたように、これは国民にとつては一般の關心の度合いが大きく、かつ内容についてもきわめて重要な法律案であるというお答えがございました。委員長も御承知のとおり、この国税通則法についての審議は現在始まったばかりであります。そういう意味では、従来税制調査会や一般においては半年とか数カ月という期間がございましたけれども、本委員会としては、まだしばらくの審議日数にしかすぎませぬ。しかるに、政府の答弁のように、重要な法律案だといたしますと、国会法第五十一条との關係において、委員長としては今後どういふ処理をしなければならぬか、それについてひとつ委員長の御見解を承りたいと思ひます。

それならぬか、それについてひとつ委員長の御見解を承りたいと思ひます。そうしてそれにつきまして、委員長と理事において、その件に關しても私は十分御相談をなさる必要があると思ひますので、ぜひそういう件についても御相談をいただきたいと思ひます。つけ加えて、これは委員長に御要望申し上げておきます。

○委員長(棚橋小虎君) 後刻御相談いたします。

○荒木正三郎君 木村委員の質問に關連をしてお尋ねをするのですが、昨年の十一月十一日付で、日本税法学会から内閣総理大臣に対する意見書というものが出ておりますが、これは大蔵当局においても、この意見書については検討されたかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 出て参りました意見書はすべて読ましていただきました。

○荒木正三郎君 読んだだけじゃなく、読んで、その意見書に対して政府としてどういふ考えを持ったか。

○政府委員(村山達雄君) これらの意見書が出ておられますので、それらの意見を十分参酌いたしまして、削るべきものは削り、直すべきものは直して、今国会に提案しているわけでござい

ます。○荒木正三郎君 それでは、この意見書の冒頭に、国税通則法を制定するのにはもつと長年月の研究が必要である、ということが冒頭に出ておられるわけですが、その中に、スイス等の例をあげて、スイスでは十数年これが世間において発表されてから検討が加えられておる、なお今日決定を見ていない、こ

に、わずかに一年半や二年の研究で、国民に重大な影響のある、国税の基本法ともいふべき通則法を制定するといふことは軽率である、こゝ言つてい

る。これは私が言つてもよいことですが、この税法学会の冒頭の意見に対して、大蔵省並びに政府としてはどういふ見解を持ったかという点です。

○政府委員(村山達雄君) 今度政府が、答申にありましたら、実質課税の原則の一般的宣言規定、あるいは租税回避行為の禁止に關する一般的規定、あるいは同族会社の行為計算の否認に關する宣言規定、それから質問検査権の統合規定並びに特定職業人との守秘義務との關係、あるいは記帳義務を青色申告書以外に設けるかどうか、それから資料を提出しなかつた場合の過怠税の問題、それから無申告犯に対する改正規定、実はこれらの問題は除いてあるわけでございまして、むずかしいのはこの辺でございまして、おっしゃる意味もおそらく、どこがどうとも

ておりまして、しかも相当合理的の判断でもつてすればその判断の下し得る問題でございまして。のみならず、現行に比べていづれも納税者にとつて利益に属する問題でございまして。さういふ意味で、今度の改正案のような事項でありましたら、さういふおそれはない、かように考へて出しているわけでござ

います。○荒木正三郎君 そうすると、この国税通則法の第一条ですね、私は今各個条に入らうという考えを持っていてわけじゃないのですが、第一条に「この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、」とありま

すね。この通則法を制定した目的は国税についての基本的な事項を定めるのだと、こゝういふ文句で始まっているわけですね。まさにこの目的からいけば、国税基本法ともいふべきもので

すね。今の主税局長のお話であれば、さういふ重要な点はみなはずしたのだと、こゝういふことになれば、これは目的のそれ自身を変えなければ、法案となつたの說明しておられるのと食い違つてくるんじゃないですか。それが第一

点。それから、学会の意見書ですがね、これは大体御承知のとおり十三項目からなっているわけですね。こゝういふ内容も、それはもちろん重要ですが、内容が重要でなければ、こゝういふ国税の基本法ともいふべきものを制定するのにはもつと年月をかけて——この学会も基本法を制定することに反対して

いるわけじゃない。基本法は必要だと。必要だけれども、いろいろ問題があるの、これは相当な年月をかけ、十分な検討をした上でやるべきである、こゝういふ意見です。ところが、今回の

制定は、税制調査会に諮問をして、税制調査会で検討せられて大体一年半と

いうことを私は聞いておるのですが、さうして政府のほうで若干それを修正してこの国会に出されておるわけですね。しかし、国民全体が非常な影響を受ける税法の問題ですから、もつと国民の間で論議される期間というものが必要であると思ひます。税制調査会の答申が発表されてから、まだあまり日がたつていないわけですね。国民の間には十分検討する時間的余裕はないと思ひます。政府はあつておられますか。これは私もが読んでおられますか。これは非常に簡単にわかりやすく書いてあるといつても、私も若干は読んでみましたけれども、容易でないと、この解釈は。国民の間には十分検討されて理解されるというのには、半年や一年という短い期間ではどういふさういふことはできないと判断するのですが、これは私はこの問題は主税局長に聞くということよりも、大蔵大臣に聞かないといけません。問題だと思ひますね、委員長。

○委員長(棚橋小虎君) 大蔵大臣は今予算委員会に出席中で、こちらへ出席することは不可能らしいのでござい

ます。○木村福八郎君 今、荒木委員は大蔵大臣に重要な問題でありますから意見を聞きたいと言つておられる。ところが、大蔵大臣は予算委員会に出席することは困難であるといふ委員長からのお話であります。それでは、いつ大蔵大臣は出席されるか。これは重要な問題でありますから、大蔵大臣が出席されないで事務当局だけの御答弁では、審議が十分できないと思ひます。責任あ

つておられる。○荒木正三郎君 それでは、この意見書の冒頭に、国税通則法を制定するのにはもつと長年月の研究が必要である、ということが冒頭に出ておられるわけですが、その中に、スイス等の例をあげて、スイスでは十数年これが世間において発表されてから検討が加えられておる、なお今日決定を見ていない、こ

に、わずかに一年半や二年の研究で、国民に重大な影響のある、国税の基本法ともいふべき通則法を制定するといふことは軽率である、こゝ言つてい

る。これは私が言つてもよいことですが、この税法学会の冒頭の意見に対して、大蔵省並びに政府としてはどういふ見解を持ったかという点です。

○政府委員(村山達雄君) 今度政府が、答申にありましたら、実質課税の原則の一般的宣言規定、あるいは租税回避行為の禁止に關する一般的規定、あるいは同族会社の行為計算の否認に關する宣言規定、それから質問検査権の統合規定並びに特定職業人との守秘義務との關係、あるいは記帳義務を青色申告書以外に設けるかどうか、それから資料を提出しなかつた場合の過怠税の問題、それから無申告犯に対する改正規定、実はこれらの問題は除いてあるわけでございまして、むずかしいのはこの辺でございまして、おっしゃる意味もおそらく、どこがどうとも

ておりまして、しかも相当合理的の判断でもつてすればその判断の下し得る問題でございまして。のみならず、現行に比べていづれも納税者にとつて利益に属する問題でございまして。さういふ意味で、今度の改正案のような事項でありましたら、さういふおそれはない、かように考へて出しているわけでござ

る御答弁を求めなければ。その点はど
うなんでしょうか。

○委員長(棚橋小虎君) 予算委員会の
終了後なら出席されます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記始めて。

○荒木正三郎君 それでは、さつきの
答弁を……

○政府委員(村山道雄君) ただいま一
条を引いてお話しでございますが、こ
こにあります「この法律は、国税につ
いての基本的な事項及び共通の事項
を定め、とあります。この基本的な事項
と申しますのは、後ほど書いてござ
います納税義務の成立及び確定、その
意義とその時期を明確にしたというよ
うな点がその一つでございます。

第二番目に、いわゆる賦課権、それ
から徴収権、これの除斥期間と時効と
の概念の關係を明らかにしたものと。
それから、賦課権行使の期間制限につ
きまして、原則としてこれは申告期限か
ら三年となつてございますが、現行税
法では、所得税法、法人税法、相続税
法、この三税に限って三年となつてお
るわけでありまして、その他の税につ
きましては、すべて解明上五年と取り扱
われておるわけでありまして、これも
納税者の利益にも着目してすべて三年
にいたしましたわけでございます。しか
も、これらの点は、すべて除斥期間と
いたしまして、徴収権とはその性質が
違ひました。したがつて、時効に関する中斷
あるいは停止、こういう制度は賦課権
においてはございません、その三年間行使
しないことによつて絶対的に賦課権は
行使し得ない、この性質を明らかにし
たこと、これがその第二点でありま
す。

第三点といたしまして、従来とかく
問題のありました、たとえば納税者が
当初申告を五十万円という税額をいた
しました。その次七十万円という税額
の申告をしたときに、前の五十万円と
いふのは生きてゐるのか死んでゐるの
かという問題があるわけでございます。

これは更正決定をした場合も同じま
す。これは更正決定をした場合も同じ
でございます。ふたつた場合のみなら
ず、減つた場合には一体どうなるの
か、前の税、一応きまつた税に基づく
徴収処分はどうかという問題がござ
います。今回はこれらこの点もすべて
明確にいたしまして、それぞれ増差
額、減差額が出た場合には、その増減
の範囲内でもつて変わるのだ、変わら
ない部分の従来どおり効力を發揮す
る、そのとおり効力は維持するのであ
る、こういう従来一般的ないわれて
おつた解釈を、この法文で明らかにし
ておるわけでございます。その他所轄
税務署という場合に、各段階における
所轄税務署はあるわけでございますが、
その所轄税務署というものは具体的に
にどういふものをしてゐるのか。つ
まり納税者から見ると窓口といふもの
はどうか、従来から見てどうか、この点も
従来は不明であつたわけでございます。

これらの点をすべて明らかにいたし
た、これが基本的な法律關係と申し
おるわけでございます。

先ほどおつたように、それ
なら基本法としたらどうか、こういう
ことでございますが、先ほど申し上
げましたように、この通則法と申しま
すのは実定規定ではございません。主
として手続に関する通則的な規定でござ
います。そういう意味で、基本法と

いたしますとかえつて誤解を生ずると
いう見地から、これは用語の問題でござ
います。われわれは通則法のほうが
適当であろう、かように考へて提案
いたしているわけでありまして、

○荒木正三郎君 先ほど私は二つ質問
をしてゐるわけですが、一つは、こ
の目的から考へて、この通則法は国税
に関する基本法と考へるべきかどうか
という点ですね。今の答弁を聞いてお
ると、国税基本法と呼ぶべきではない
と、そういう答弁のように取れるん
です。それから、国税基本法はこれと
別個にいつか制定する考へがあるの
かどうか、そういう点、ちよつと明確で
なかつた。それが一点です。

もう一点は、税制調査会が答申して
まだあまり期間がないと思ふんです
が、税制調査会の答申は何年の何月で
したか、それをはっきりしてもらいた
いと思ふんですが、

○政府委員(村山道雄君) ここに掲げ
ましたのは、手続的な事項のうち通則
的なことを入れたわけでございます。
それと同法に、従来それらの事項のう
ちで基本的な法律關係について不明確
な点がありましたので、同時に明らか
にいたしました。個々のものにつきま
して改正する際には、納税者の利益に
着目しながらできるだけ統一をはかり
ました。こういう内容でございます。
したがつて、手続法たる共通のな
規定でございます。そういう意味で、
用語でございますから、いろいろな用
語はあると思ふんですが、われわれは通
則法と呼んだほうがより内容にふさわ
しい名称ではないかと、こう申してい
るわけでございます。それ以外の基本
法という問題、これはちよつと考へら

れませんが、いろいろ問題になりました
た。たとえば実質課税の原則といつたよ
うな問題が、将来判例とか学説が歸一
するところがある、税法の中にもそ
れを織り込んだほうがいいと一般の世
論が受け入れるような時期になります
れば、これまたその問題があると思
いますが、それにいたしましたも、それ
を基本法と呼ぶほどのことではないま
す。はなからかうことではないま

それから、第二点の、答申は昨年の
七月にされておりました、直ちにこれ
は公表してございます。

○荒木正三郎君 それで、税制調査会
の答申が出されてから今日まで、若干
の経緯はあります。答申について政府
が検討をして、その答申のうち重要な
点についてこの法案に織り込むことを
避けておるといふ点もわかります。そ
れはわかるにいたしました。税制調査
会の答申、それから出て出された政
府の通則法案、こういうものについて
は、國民が十分に検討する期間がない
といふことを私は先ほどお尋ねをして
おつたわけですが、非常に短い期間で
あつて、検討する余裕が時間的に非常
に少ない。しかし、こういう非常に重
要な法案について、國民にかける税金
の問題については、少なくとも國民が
常識的に考へてですね、私はそう長い
年月を言つてゐるわけじゃないんです
が、少なくとも十分國民が検討し理
解し得るといふ期間を置くのがあたり
まえじゃないかと、こういうことを
言つてゐるわけなんです。

○政府委員(村山道雄君) われわれ
は、答申を発表いたしました。それで
今回国会に提案してゐるわけござ
います。で、中身をこらんになつて

いただくとおわかりのように、いわゆ
る世間で非常に問題になりました事柄
について、その意味で高早と言つてい
るわけでございます。多くの議論は、
それらの点はほとんど今後の検討にゆ
だねられておるわけでございます。

今度改正事項として、あるいは共通の
な事項として盛り込んでいることは、大
体従来ものを取りまとめたもの、あ
るいは納税者の利益に着目して改善し
たものでございまして、納税者に特に
不利益になるものはほとんどないわけ
でございます。しかも、今日最も急
がれている点は、やはり税法をわかり
やすくするということでございます。

今度の調査会に課せられた使
命もそこにあるわけでございます。同
時に、その内容からいいますと、加算
税の問題にいたしました。あるいは
付帯税の問題にいたしました。争訟
制度におきまして、いずれも現段階
で納税者の利益を擁護する方向でのわ
れわれは適切な改善だと思つてゐる方
策が盛り込まれてゐるわけでございます。
今後各税法が相次いで改正を見るやと
思ふわけでございますが、その場合に
おきまして、この基本法が一種の基
本法といひますか、国税通則法が一種
の手続的な土台をなしておりますので、
これがございまして、ほかの税法
をいかにいじくつてみても体系的に簡
素化はかれないわけでございます。
そういう意味からいいますと、われわ
れはこの機会にこの通則法を制定する
緊急の必要があるかと、かように考へた
わけでございます。

○木村鶴八郎君 私の質問から関連し
て荒木委員が質問されておるわけが、
前の閣議速の意見に対して、その
意見を十分取り入れて制定したと言

ますけれども、これについては私はまた意見があるんですけれども、さしあたり荒木委員が質問された税法学会の意見も十分取り入れてそして制定したと言われている。しかし、そうならないと思ひます。

そこで、お伺いしたいのは、税法学会は昨年十月二十一日、二十二日の両日、京都で約五十名の会員が参加して国税通則法に関するシンポジウムを行なったわけですから、そうしてその報告は、さつき主税局長が言われたこの法案から除いたという一番重要な問題の、実質課税の原則について名城大学教授中川一郎先生、行為計算の否認について京大の助教の清水敬次先生、租税債権の期間制限について京大の須貝格二先生、課税方式、申告賦課の手續については早大の大学院教授の北野弘久先生、記帳義務については近畿税理士会の竹内寅太郎さん、質問検査については弁護士の三木今二さん、それから付帯税及び過意税については早大の大学院教授の新井隆一先生、税務争訟については大阪地裁の判事の宅間達彦先生、それから協議附制度については東京税理士会の斎藤明先生、執行停止その他については大阪法務局の山田二郎氏、それから罰則、犯罪取り締まり及び通告処分については日大の助教の板倉宏氏です。これに對し、大蔵省主税局税制第二課、平尾照夫事務官から、明快な答弁があったが、報告者を含め、参加者全員の通則法に対する見解を要するに至らなかつた。同学会としては、中川一郎、須貝格二兩教授が起草委員となり、反対意見書を関係方面に具申することとなつた。その反対意見書が先ほど荒木委員が述べられた点であります。大体、これは荒木

委員も言われましたが、ナチスのドイツ法の条文を参考にして答申がされてゐる。荒木委員が言われましたように、「民主主義國家として先導國であるスイス連邦においては一九四七年六月二十三日に連邦税基本法、ブルームンシュタイン草案が作成されたが、十四年を経た今日に至るも未だ審議中で立法化されてゐない」ところが、わが國ではわが國が一カ年半の間に、これら外國における学説、判例を研究することなく、ドイツ—ナチスの法律ですね、ナチスの一九三四年の租税適用法ですか、これはナチスの体制に税制を適応させたものであります。そういうものを参考にして作成されてゐると、この税法学会の意見書には書かれておるんです。ですから、先ほど主税局長が、税法学会の意見も十分に織り込んだ、あるいは関係者の反対意見ですか、そういうものを十分に織り込んだと言います。そうしていろいろ五項目を削つたと言いますけれども、五項目を削つたも、なおかつ税法学会では、制定の時期がこれは早過ぎる、国税通則法を緊急に制定する必要はない、学説、判例の発展を待つて、機が熟してから、むしろ租税基本法を制定すべきである、この五項目に言つてゐるわけですよ。ですから、十分にこの学会の意見を入れてはと言へないんですね。

で、五項目を削除したけれども、基本法と第一条に於つてゐるんですから、いつかはまたこれを私が入れると思ひます。入れなす基本法にならぬと思ひます。そこで、学会ではそういう点も考慮してあるでしょう。一般の國民は、この通則法というものができると、一応これが通ると、一番懸念した五項目等、そういうものがまたあとでこれは単独立法その他で入れられるんじゃないか、そういう懸念もあるわけなんです。これは実は大蔵大臣に聞かなくやならぬのですけれども、荒木委員に対する先ほどの御答弁は事実と相違してあります。税法学会の意見を十分に付けてゐる、だから、税法学会が納得したとよくに御答弁があつたんですが、そうじゃありません。事実と相違してゐる。五項目を削つても、なおかつ制定の時期が早いと、こゝろに意見を十分に尊重したかどうか。尊重してゐないと思ひます。どうか、尊重してゐないと思ひます。どうか、尊重してゐないと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど私は、税法学会の意見をそのまま取り入れたとは申してありません。これらの意見を参考として、こゝろ言つてゐるわけでございます。取り入れるべきものは、税法学会の意見に限らず、商工会議所の意見にいたしました。すべて十分検討いたしました。取り入れるべきと思つたものについては取り入れられました。こゝろ言つてゐないと思ひます。

で、ただいま税法学会の語が出ましたので、項目だけを見ましても、国税通則法を緊急に制定する必要はない、学説、判例の発展を待ち、機熟してから、むしろ租税基本法を制定すべきである、これは先ほど申し上げました。それから次に、税法の解釈及び課税要件事実の認定に関する原則規定は、絶対に設けてはならない、これは今度設けておけません。「租税回避に関する規定はこれを必要とするが、税務官庁が租税回避を理山として否認権を濫用しないよう立法上防止策を講ずる必要がある」、こ

れもいらんな見地から将来の検討にゆだねてゐる。

四番目、「行為計算の否認について「隠れた利益処分」に関する規定を設け、具体的にこれを例示すると共に、同族会社の行為計算の否認に関する規定は、これを削除すること」。

五番目、「租務行政の権力主義の排除について、税務行政の権力主義、国家主義を排除し、これを民主主義化させるために、左の事項を租税基本法の境界及び基準の設定 (1)裁量処分の法律性の明示 (2)信義誠実の原則に反する租務行政処分が違法であること (3)納税義務の発生、変更、消滅に関する規定の擴張解釈、縮小解釈、類推解釈の禁止、これらはいずれも、最初の裁量処分の境界は、これはとも、より法作用でございすので、当然のこととございす。」「課税処分の合法律性の明示、租税法定主義でございす。」「信義誠実の原則に反する租務行政処分が違法であること」、これらの抽象規定は反対でございす。わがかりません。四番目、「納税義務の発生、変更、消滅に関する規定の擴張解釈、縮小解釈、類推解釈、擴張も縮小もいけなと思ひまして、やはり適正に解釈すべきものと思つておりま

七番目、「記帳義務について、一般的記帳義務制度は、理想的ではあるが、時期尚早である」、これもおっしゃる通りに延ばしてゐるわけでございます。

「特定職業人の守秘義務と税法に基づく質問、検査の権限の行使との関係について」、これは先ほど申しましたような意味から、将来の検討にゆだねておきます。

九番目、「資料提出義務違反に対する過怠税について、資料提出義務違反に対する過怠税の制度は設けるべきではない」、設けておけません。

「通告処分に対し、新たに行政不服審査の途を拓く」とも、印紙税法を改正して罰則の規定を廃止し、これに代る加算金の制度を設けること、通告処分については、これは行政不服審査の問題でございす。これは審査の対象にはその性質上いたしておりません。「罰則の規定を廃止し、これに代るに加算金の制度を設けること」、これは現行はこれのとおりです。それから、十一番目、「協議団制度について、協議団の構成員の過半数を非常勤の民間学識経験者をもってし、その身分を保障し、かつその意見の決定につき国税庁長官または国税局長の指示を受けないものとす。審査の裁決は、原則として協議団の審査意見に従ふものとする。これに異なる裁決をなすときは、その審査意見及びこれに従ふ理由を裁決書に具体的に明記するものとする」、その前段の民間の人を入れるというところは、現段階では不適当だと思つて、その構想

は入れておりません。ただ「審査の裁決は、原則として協議団の審査意見に従うものとする」、ここまでは書いてございせんが、現行より尊重の思想を出してございせん。

それから、十二番目、「法令等の解釈上の疑義に関する国税庁長官の指示について」審査請求の審理において法令等の解釈につき疑義を生じた場合、国税庁長官の判断を求めるとことすべき旨を法令で規定すべきではない。法令等の解釈に関する事案の審査等について第三者の判断と意見を求めるため

の問題は、今後のこれは一般の運営の問題でございせんので、運営で考へるべきことであらう、こう考へております。

十三番目、「訴訟前置主義について」税務訴訟については、一般の行政事件訴訟と同じく訴訟前置主義をとるべきではない、これはわれわれは能率の見地から、かえって置いたほうが適當であらうと考へております。これは現在では四十数件の法律につきまして、訴訟前置主義を設けたほうがやはり納税者、國の相互の利益のためになるであらう、こういふところから設けてございせん、今度の案でもそれは言っているわけです。しかしながら、非常に遅延した場合、三十日あるいは六十日遅延した場合、いつでも行ける、また緊急の場合にはいつでも行ける、こういふ訴訟に行ける道は当然開いているわけです。

○木村禮八郎君 その税法学会の京都で開かれた国税通則法に関するシンポジウムを行なつた際です、大蔵省の主税局の税制第二課の平尾照夫事務官から説明をされたとあります。これは事実でありますか。

○政府委員(村山達雄君) これは当時答申がありまして、答申をめぐって、答申は一体どういふものかという会合が方々に持たれました。で、おそらく税法学会もさうであるかと思ひますし、平尾課長補佐が出て答申の意味を説明したものであらうと思ひます。

○木村禮八郎君 そいういふときに、今主税局長が言われたようなことも説明されたんじゃないですか。

○政府委員(村山達雄君) これは、この答申をさらにしさいに検討しまして、現段階で制度化を適當とするものと申しますのは、これはもう十二月のぎりぎりのところまで検討して参りました最後の總會におきまして、政府としては、せつかく答申を頂戴したけれども、非常にむずかしい問題を含んでおるものが、現在の段階で實施を適當とするものはこれぐらいでございまして、そのことを、調査会に諮りまして、その了承を得たわけです。したが、いまして、その段階では答申が出た直後ではまだ政府側の實施に関する意見は何ら出ておりません。

○木村禮八郎君 このでさ上がった法案について、税法学会に意見を求めるなり、あるいはまた意見の開陳がありましたのですか。

○政府委員(村山達雄君) ございませぬ。

○木村禮八郎君 前に平尾事務官からいろいろの説明を聞いたけれども、参加者全員の通則法に対する見解を変えるに至らなかつた。そして、いろいろな意見書を作つたわけですが、それな

ら、なぜ……。税法学会というのは、御承知のように、ここに書いてございませぬように、当学会は租税立法並びに税法の解釈及び適用について法律学的研究など日本學術會議所属の唯一の学会である、こういふようになっておる。なぜ、こういふところに意見を徴されないのですか。

○政府委員(村山達雄君) われわれは、今度小委員会を構成いたしましたして、その小委員会のような構成が最も適當であるといふふうに考へておるわけです。で、ほかの団体のことはございませぬ。で、ほかの団体のことはほんとうに申し上げにくいのでございませぬが、それは財界、いろいろな方面でもちろん御意見があるかと思ひます。それらにつきましては、その理由とするところ、それから主張しておると、さういふことはしさいに検討しておりますが、一つ一つの団体について意見を徴するといふことは、正式にさういふことには特にならしておるわけではございせん。

○木村禮八郎君 これは国税通則法に対する関連質問の関連質問になつていわけですけれども、さつき私はこの小委員会の構成について疑義を差しはさんだんです。これに対する御答弁がない。しかし、ただ小委員長については、東京の税理士会会長をやめさせられた、それについて、私は東京税理士会の人から聞いたのです。それはやはり従来問題があつたかもしれぬけれども、ことに通則法について何ら意見を徴することなく答申しておるといふことに非常な不満があつたのです。それから、この小委員について税務行政についての専門家というのはいだれなんですか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほどお答えしました、松宮会長はその前に全然別のことからみずから辞表を出しておられます。それであいつに見えておりますので、それは何かの誤解だらうと思ひます。

それから、この小委員会の構成、これは先ほど申し上げましたが、事柄の性質上、税務に関する問題につきましては、いろいろなデータにつきましては、これは税務官庁がよくわかつております。われわれの一番むずかしいと思つたところは公法、私法との関係、一般の國民の権利義務と、それから國との利害の調整の問題でございませぬ。

通則法はその辺の問題を扱つておるわけです。したが、いま申し上げておる公法、私法に関する学界の方々並びにそれらの法規に關係しております官庁の責任者の方々、これらの方々の御意見を十分拝聴いたしまして、さういふ御意見を重ねまして今日に至つたわけです。このように通則法を設ける場合、最も適當なる構成であるといふふうに考へております。

○木村禮八郎君 そいういふことを伺つているんじゃないのです。この税法学会の人が一人も入っていないのです。会長は中山伊知郎、部長は三好重夫、小委員長は松宮隆、委員が石井照久、木村元一、田中二郎、こういふ人ですが、税務行政の専門家というのはいだれなんですか。税法学会のこういふ権威のある人をどうして委員に委嘱しないのですか。

○政府委員(村山達雄君) 税法整備小委員会の構成にあたりましては、これは当初から予定されたわけでありませぬので、調査会のメンバーの中から適任の方々、並びに總會の了承を得まして

○木村禮八郎君 税務行政専門家はだれですかと私は聞いています。この小委員の中には、特に税務行政の専門家はございませぬ。税務行政の専門家と申しますと、国税庁、これが専門家だらうと思ひますが、あとは公法、私法の關係の學者並びにその実務を扱つておる關係官庁の方々でございませぬ。

○木村禮八郎君 それでは非常な不十分だと思つておるのです。この国税通則法を制定するときは、今通達行政との關係が非常に重要なんで、だから、税務の実態をやはり知つておる人が入らぬと、これは私は非常に不十分だと思つておるのです。単なる法律解釈だけで足りぬのは、どうも通達行政が租税法制定を侵しているのではないかと、この点が非常に問題になつておる、国税通則法を制定すると一そこの徴税強化になるのじゃないかと、こういふところが非常に懸念されておるのです。

○政府委員(村山達雄君) この小委員の構成に、これは十分にほんとうの民意が反映されませぬ。實際反映しておらないと私は思つておる。

○木村禮八郎君 それでは、さっきの閣議連の問題について、あとで閣議連が自分たちの要求をいれているから差しかかえないとい

最もこの問題を審議するに適當であると思つた人たちにお願ひしたわけです。したが、いましては、はすれましたからどういふことではございませぬ。人選の経緯はさういふことではございませぬ。

らよりの答申があったと、こゝろ言ひのすけれど、関経連は私はおかしいと思ふのです。この中でやはり関経連の要求したものがいれられていない点もあるのです。訴訟前置主義なんですね、これはいれられてないでしよ。それから、関経連も、法案の国会提出を急ぐことなく、事前に法案ないし要綱を公表して十分に国民の意思を反映させる必要があるという答申をしていながら、これは十分に国民の意思を反映させていないのです。いらないにかかわらず、関経連が前に国税通則法制定に対する意見ですね、さつき私が述べたよりの、ああいう意見を述べておこなうが、あとで簡単に法案は答申の趣旨に、前に出した国税通則法制定に関する意見の趣旨に合致しているから差しつかえないと、そういう意見を述べることは関経連自身としても不思議だと思ふのです。おかしいと思ふのです。それは関経連が出したので、それから、それは関経連の自由でありますけれども、私は非常におかしいと思ふのです。何かやはり政治的にいろんな了解があつてそなたがおるのじやないかと疑わざるを得ないわけですね。ですから、要は、一番今問題にしていない、法律が制定されてから、なおさら国民はまだこれを十分見ておらぬと思ふのです。十分に理解されておらないと思ふのです。ですから、十分に国民の意見を反映されていると一休思ふのかどうか。これは大蔵大臣に聞かなければならぬことになるのです。この点をもつと明確にしなければ、これは私は重大問題だと思ふので

それから、さつき、記帳義務についてはこれは今はやらない、あとに残してあると。こうなると、あとでまたこれは加えるつもりなんですか。
○政府委員(村山達雄君) この答申で述べておることがやや世間で誤解されておるようでございますが、答申はこゝろ言つておるわけでございます。現在記帳義務は、青色申告者にあるが、正確な意味では義務ではございません。つけば更正の制限に関する一種の特典的な規定がございますというより、点、あるいは税法上の負担に関する特典のようなものがございます。これでございます。ただ、将来の申告納税制度を考えた場合に、どうしても納税者の記帳の発達を待つ以外にはない、より発達を求めない方法はないか、そのために青色申告者以外の者にも罰則の何にもない申告の記帳義務というものを形式的に付けておいて、その反射的効果として青色申告と同じような更正の制限をしたらどんなものであろうか、これが発達の考案でございます。しかしながら、しさいに検討して参りますと、現在の青色申告制度、これは昭和二十五年から発足しております。今日まで十二年たつておりますが、まだ特に個人につきましては、せいぜい五割何分というくらいまでしかいってない。その考えますと、青色申告制度を伸ばした上で、青色申告制度か。制度の上にはたゞらに制度を作つてみても、かえて問題は紛糾するだけ、やはり現状の国民の記帳の水準といふものをとつと現実的にながめていふ必要があるのだ、こゝろいふ意味で今回は延ばしたわけでございます。したがって、これらの問題はすべて今後の記帳の習慣がどこまでいくかと

いう実際問題にかかると思つておられます。したがつて、今後この問題を再び持ち出すかどうかというよりの問題、それらの問題はすべて国民の記帳の習慣並びにそれに伴つてその納税の義務行政といふものがお互いに円満にいかかぬか、その場合にその記帳制度を導入したほうがより相互にとって利益であるかどうか、こゝろいふ判断にかかると、かやうに思つておるわけでございます。

○木村禮八郎君 先ほど政務次官から、この法案は国民一般の非常な重大関心事であつて、重要法案であるといふ、こゝろいふ御答申がありました。さう、こゝろ法律案について、十分国民の意見を反映しているかどうかについて、こゝろ政府の答申を求めているわけですが、政府の判断では、国民の意見を取り入れておると、こゝろいふ判断をしておると、こゝろ、われわれが税法学会はこの意見書を見ました。税法学会では賛成していると思ふのです。それは法律案になつてから、この意見を聴取してないわけですよ、さつき御答申で、それから、われわれのところ、電報とか電話で、それから葉書でも反対の陳情がたくさん来ております。それから、署名もたくさん来ております。それから、こゝろで見解がちょっと水かけ論のよう、こゝろ政府のほうは十分聴取したと、こゝろが実際にわれわれが接触している面では、そのすこゝの反対論があるわけですね。こゝろ、この実態を確かめるために、先ほど平林委員が提案されたんですが、どうしてこれは税法学会のやはり意見をわれわれとして、委員会としては聞く必要があると思ふのです。それから利害関係者です、中小

業者の団体とか中小業者の人は、五割目割つたから安心だと言つておられます。それから、人格なき社団に關する労働組合の人、そゝろいふ利害関係人、あるいは学識経験者、その意見を徴さなければ、この一般国民が重大関心を持つておる重要法案について、こゝろわれわれは軽々に判断を下すことができないのです。それは、ですから、公聴会を開くことは重要だと思ふ。本来ならばこゝろ公聴会を開くことも、各地方においてやはり公聴会を開く必要があると思ふ。そのくらい丁寧なやならなければ、こんな重大な法案を、こゝろこれを軽々にきめることは、これはもう国民に對して非常な責任が出てくると思ふのです。こゝろ、公聴会を開くことになつたのです。こゝろ、今後のその点がはつきりしませんと、今後の議事の進行にも私は非常な支障が生ずると思ふのです。それから、これからの質問にも困るわけですね。今後逐條的に、いろいろな具体的、われわれは陳情等がなされておるのですから、そゝろいふ点についてもこれからは質問しなければならぬわけですね。それから、これは衆議院段階で改正されましたが、その改正についてもよくわからぬ点がある。そこで、議事進行上、こゝろで平林委員がさつき提案されたことについてははつきりしてもらいたいと思ふのです。(休憩と呼ぶ者あり)

こゝろ、国民の意見をいれていかに議論しても水かけ論になると思ふのです。ですから、むしろ議事の進行には協力しておるわけですよ。こんなことをやっていたら、時間ばかりたつてしまふ。ですから、時間をむだにしないために、こゝろ具体的な提案します。日本税法学会の人たちの意見を聞くことですね、これが一つ。それから、人格なき社団に關する労働組合の方、それから中小企業の人、それから芸能関係についても非常に陳情が来ておるのです。そゝろいふはりの人を呼んで、一日でけつておると、これは、まあ欲をいへば、各地方別にやるのが本来ですけれども、地域別にね。そのくらい重要な法案だと思ふのです。ほかの法案についてやつておるのですから。

休憩して、それでは理事さんの間でひとつ相談してみたい。反映して、本論のほうに入らないのですよ。
○委員長(棚橋小虎君) ちよつと速記をとめて。
〔午後三時三十分速記開始〕
〔午後三時三十分速記中止〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけ

○高橋衛君 私、国税通則法について二、三の点について政府当局に何をいいたいたいでございます。大體今回の国税通則法の規定によりまして、相当いろんな法令が整備され、まあ何と申しますか、税法を専門にやつておる者以外、一般の国民もだんだん理解されやすいよう形に改正されたことは、非常に私どもが意を得ておる次第でございますが、この多くの法令の中で、私は行政救済の制度について、二、三お尋ねをいたしたいのでございます。

こゝろ、この法案の改正によりまして、行政救済に關する問題は、相当何と申しますか、納税者に親切な改正が行なわれたよりに考へておるのであります。たとへば不服の申し立て事項の範圍を

○委員(棚橋小虎君) ちよつと速記をとめて。
〔午後三時三十分速記開始〕
〔午後三時三十分速記中止〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけ

○委員(棚橋小虎君) ちよつと速記をとめて。
〔午後三時三十分速記開始〕
〔午後三時三十分速記中止〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけ

○委員(棚橋小虎君) ちよつと速記をとめて。
〔午後三時三十分速記開始〕
〔午後三時三十分速記中止〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけ

拡大いたしましたして、不服の申し立て事項は現行法においては賦課徴収の処分に限られておたつたのでございますが、その他のすべての税に関する処分について異議の申し立てができるという制度になり、さらにまた不作爲に對する異議の申し立てもなし得るといふ制度ができて参つたのでございます。また、滞納処分等の執行等につきましても、従来は運用の面でこそ納税者に対して相当親切になし得るといふことが配意されておたつたのでございますが、

〔委員長退席、理事上林忠次君着席〕

法律上の建前としては直ちに滞納処分の執行がなし得るといふ建前に相なつておたつたのでございます。それを、たとへば不服申し立て人から滞納処分の執行の停止の申し立てをなすことができないといふ制度を新しく作つたこと、また、ことに滞納処分の一審最終の段階における問題として公売処分があるのでもございますが、不服の申し立てがあり、その基本が相当検討を要するといふような場合におきましても、公売処分を相当に了し、その結果後にそれが回復できないといふふうな事態もあつたようでございますが、それらの点につきましても、不服の申し立て期間中は差し押え物件について一般的に公売処分ができないといふ制度に新しく今回なつたのでございます。または差し押えされることによつて實際上事業運営の継続が困難になるといふ事態も従来あつたのでございますが、そういう場合に担保を提供することによつて財産の差し押えをなし得ないといふような制度を新しく新設する等、相当配意がされておるようでございます。

ところで、私のお伺ひいたしましたところ、申します点は、協議団の制度についてでございます。第八十三条において「国税庁長官又は国税局長は、国税に關する法律の規定に基づく処分に對する不服申立てについて決定又は裁決をする場合には、国税庁又は当該国税局に附置された協議団の議決に基づいてこれをしなければならぬ」として第二項に「協議団の運営に關し必要な事項は、政令で定める」、このように法律上明定されて参つたのでございませう。協議団は、すでに相当長い歴史を持ち、その運営もだんだん改善されて参つたようでございませうが、しかしながら、必ずしも協議団というものが、つまり協議団の本来の趣旨は、賦課徴収を担当する当該の官吏でなしに、第三者的な観点から人をかえてあらためてその問題について検討し直すに立ち向かつて検討し直す、そして無理のないようにするというのが協議団の制度の本旨であらうかと思つたのでございませうが、今回その運営の面においてこのように法律上明定され、また漸次これが改善されてきたと思つたのでございませうが、私はこれに第三者的な性格をさらに強めるといふことが相当必要にならうかと。たとへば協議団の考えとしては、虚心に考えた場合に、これはいかに無理解だ、どう決定したいかという場合におきましても、本来賦課徴収をした当該の責任の部署の意見を聞き、その間の意見がまとまらないために非常に決定が延引するとか、または原局の意見に拘束されて必ずしもほんとうにすなおに決定できないといふふうな事例もあり得たのではないかと思つたのでございませう。

が、それらの点について政府当局の現状並びに将来についてのお心ごまを、まず最初にお伺ひいたしましたのでございませう。

○政府委員(村山達雄君) 今回協議団の協議の持つ意味につきましては通則法で改正いたしました点は、従来は、国税局長が審査の決定をなす場合には協議団の協議を経なければならぬ、これだけであつたわけではございませうが、その意見に第三者的な意味を多分に含ませませう、その意見が原則的により尊重されるべきものである、このように保持してその協議に基つて決定しなければならぬということにいたしましたわけではございませう。法律の文章にいたしましては、その精神とすることは漸次よりな方向に向かつていくことが望ましいといふふうな考へておるわけではございませう。

ただ、現段階で、その協議団の協議に拘束されなければならぬということをとらなかつたわけではございませうが、これにつきましても、その審査に關する能率の問題と税務行政の統一性の問題と、この両方の実際的な政府並びに納税者の利便の点を考へまして、今度はこの程度の改正にとどめることが適當だと考へたわけではございませう。その間、この問題も先ほど申しました諸制度と同じように、現状の發達段階というものを十分考慮していかないと、あまりにも理想に走りますと、非常に手数だけかかるとして、費用のかかる、時間のかかる制度になるわけではございませう。そういう点も願ひまして、これを全然独立の機関にするといふことにつきましても、まだ時期尚早

であらうと、かように考へたわけではございませう。

○高橋衛君 もちろん、協議団に對するところの審査が非常に能率的にしかも急速に行なわれることが、これは納税者のためにどうしても必要だと思つたのでございませう。統計によりますと、昭和三十五年におけるところの要処理件数が五千四百七十六件でありませうか、それに対して四千二百二十五件処理されておる。しこりして、なお千三百五十一件というものが処理未済で年度を繰り越しておるといふ状況でございませう。したがつて、この数字から推定をいたしましたれば、もちろん速急に処理できたものも相当あらうかと思ひますけれども、平均的に申しますと、その年度内に全部を処理し得ていないといふことは、すなわち一年以上この審査に処理を要している。んじやないか、平均的に申しますとそういうふうな面がございませう。したがつて、この処理の能率化といふことはどうしてもさらに必要であらうかと思ひます。ございませうが、同時に、そういう方面については、たとえば人員の配置をふやすとか、処理の仕方を考へるとか、問題が當然必要であらうかと思ひます。さらに考へますと、租税に對して最終的な救済方法として裁判所に對する出訴の問題があるのでもございませう。ところが、裁判所に對する訴訟事件の処理の状況を見ますと、これはさらにはなほだしく非能率でございませう。たとへば昭和三十五年の数字によりますと、前年度からの繰り越し裁判事件が六百二十三件ある。それに対して年度内に解決できたものが二百三十三件、言いかえまると三年分繰り越しを持つておるといふ状況になつております。これでは税のごとく

経済情勢がぐんぐん変動していつてい時代においてどういふふうな行政救済といふものが非常におくるといふことでは、これは判決があつて、ほんとうにそれが正しくされた場合において、ほんとうにはそのときにはもう救済がなかつたも同然のような事態になつておる。そういうふうな観点から、まずそういうふうな事務処理の能率化と、これは裁判の問題については大蔵省にお聞きするのはいかがかと存じます。そういう点について、つまり行政救済の制度の充実という面から、政府としてどういふふうにお考へになつて存じます。これはあるいは国税庁のほうに妥當かとも思ひますが、双方からひとつ。

○政府委員(村山達雄君) これは大部分は運用の仕方の問題と思ひますが、今回の制度の改正につきましても、この点については配意をいたしました。一番われわれが目につきますのは、更正があつてその次更正がある場合、今まででございませうと、その更正がやはり訴願前置主義で異議の申し立てから経てこなくちゃいかぬ、このようにございませう。今回は審理をすべて併合いたしました。今回は審理をすべてに審査請求に行つておきますといふときに、再更正が同じ事案について行なわれた場合に、異議の申し立てがあつたら直ちに審査のほうに併合することになりました。なお、その再更正について、かりに異議の申し立てをしなくても、今度は、今の審査の決定の段階で再更正に對する審査決定までできるといふことになりました。

具体的に申し上げますと、五十万円が申告しました、百万円の税額の更正がありました、これが審査に表わされております。その後二百万円とかりに更正があった、その場合、不服の申し立てがあったら、すぐ百万円、二百万円と一緒に審査決定してしまふ。本人が申し立てなくても、これは二百万円は間違いであるという、百万円については間違いであるかどうかという決定を下し得ると同時に、対象にならなかつた二百万円の見直しについてもその審査の段階で直し得ることにいたしました。

なお、訴訟についても同様でございます。最初更正が訴訟に行つておきます。再更正がまた、従来でございますと、異議の申し立て、それから審査の請求と、一歩々々なくちやならなかつたが、今回は訴訟に直ちに一つに行つておるのだからということで、その間事務処理の迅速化につきました。今度は審理の併合化を通じて能率的に事務処理ができるように制度上にも配慮をいたしたわけでござい

○政府委員(原純夫君) たいだいま私のほうに若干お話の含みで御指定がありましたので、たいだいまのお述べになりました筋について私どもの努めておりますところを申し上げたいと思

裁判所における訴訟が相当時間がかかるという問題につきましては、私どもは早くこれを処理していただきたいという気持を持っておりまして、別段私どもとして出てこれるかどうかという筋合はございませんので、私として申し上げますのは、私のほうの部内

におきますこの異議申し立て系統の処理について、特に協議団の仕事の処理につきまして配慮しておる点、またその結果どうなつておるかというよりなことを中心にして申し上げたいと思

まず、たいへん長くかかるのではないかと、その前に、この数字をおおげにならしていただい未済が多いというお話をございしますが、私、一昨年このポストに参りましたときに、やはり審査の系統の仕事の未済が多いというところ、これは歴代の長官がそれを指摘して努力してこられたのであり

先ほどの数字でございしますが、五千四百七十六件の要処理件数に対して四千二百二十五件を処理した。未済が千三百五十一件になった。三十五年度は、年度初めに前年度からの繰り越しが千二百五十七件でございましたので、未

後三十六年度に入りまして、今のようになつておる努力いたしております。ただ、これらの中で長期の未済事案は、年度をまたがって比較する数字を私は持ち合わせておりませんけれども、長期未済事案については非常に強く申しまして、整理を申しました結果、だいぶ減つてきておるといふことをここにはつきり申し上げてよろしいと思

数字的には、これは三十六年度分の数字で、本年二月末で集計しました数字であります。したがって、十一

カ月分でありまして、総協議済み件数で三千八百十六件、このうち一年以上を要したものが百三十六件というところになつております。比率としてはたいへん少ないので、まあ四〇%以下、三〇%以下ということになつております。自余の九五、六〇%以上は一年以内、それも六カ月以内が八割あるというところでありまして、まだまだ私どもの努力は足りないと思ひますけれども、ひとつその辺を御了承いただき

なお、この問題は、やはり非常に今後問題があるところだと思ひますので、毎年々々、重ね重ね、努力して参りたいと思ひます。それから、協議決定を経まして局長が審査の決定をします場合に、主管部の意見を聞く。その主管部の意見を聞くの

以上二つの点を、特に重点を置いて私どもとしては努力いたしております。まだまだ不十分な点が多いと思ひますが、なお御指摘いただいた努力して参りたいと思ひます。

○高橋衛君 協議団に関する規定は八十三条にあるだけで、実は古い法令を私対照してございせんのでよくわからないのでございせんが、今回、協議団の議決に基づいてしなればならぬ、そうして運営は政令で定めると、

○高橋衛君 これからお伺いすること、たいだいま申し上げたことと逆のことになるわけでございますが、税務の行政処分について不服のあつた場合における処理の状況の実態を、私どもいろいろ見てみますと、どつちかと申しますと、こういう便宜主義と申しますか、お互いに話し合ひでもつて、そ

して判断をするように、裁断をするようにということ強く申しまして、本庁におきます各局の会議の際にも、特に協議団関係の会議をいたします場合には、未決の事案でたいだいま申し上

○高橋衛君 議決に基づいて……。○政府委員(村山達雄君) はい。○高橋衛君 「議決に基づいて」と、議を経て、その解釈上どの程度の差があるかという点をお聞きしたい。

○政府委員(村山達雄君) これは「基づいて」というほうが、より尊重しなければならぬという意味が表われるものだと考えております。

○高橋衛君 これからお伺いすること、たいだいま申し上げたことと逆のことになるわけでございますが、税務の行政処分について不服のあつた場合における処理の状況の実態を、私どもいろいろ見てみますと、どつちかと申しますと、こういう便宜主義と申しますか、お互いに話し合ひでもつて、そ

○政府委員(村山達雄君) 現行法では協議団令でこの統制並びに運営が規定してございせんが、これは合議制でございまして、三人以下ということの協議団の協議によつて定められるというよりなことがきめられておりますが、それらの審理の進め方の細目については何もございせんので、今後の協議団令におきましても、これは今後の問題でございせんが、目下検討中の段階でございせん。人数をいたすに多くするの

いり事実関係について、または法律関係について十分な掘り下げをしないこと、またまあとふふりなことで済むこと、というのが相当多いような感じがするのでございます。そういうふうな傾向はだんだんなくなつて参りました、非常に悪い言葉でいけば、顔をきかせるのかなんとかということも言われるのでございますが、今日とかく公認会計士の制度も相当歴史を経て、これが内容が充実して参つた、また税理士の数も相当多くなつて参りました、税理士がこういうふうな事案に關与する割合も相当多くなつて参つたと思つてあります。したがつて、協議団の議決でもつて、大部分の者がほんとうに満足をして、訴訟にまで持つていかんで済むといふようになることが、私は行政救済の制度としては最も望ましいことである、こういうふうにご意見を申し上げます。裁判までいかぬで、ほとんど大部分の納税者が協議団の決定で満足するといふようになることが、これが私は理想でなければならぬ、こういうふうにご意見を申し上げます。まあそういうふうな観点から、この協議団が議決をいたします場合における手続、これは先ほど非常に能率的に、処理がおくれているじゃないかという点とはあるいは逆になるかと思つておりますが、現在の裁判所におけるような裁判のあの窮屈な手続を私にはやれと言つてはございませんが、何か筋を立てて、そうして手続を規定化して、そうしてきちんと、その主張の根拠がどこにあるか、またそれがどういふふうになされたかという記録がはつきりとりだされて、そうして処理されていくといふようなことが、ひいては協議団に対するところの納税者の信頼

度を増すゆゑんである。また、協議団の決定したその事項についても、當時重要な問題については公表していく、そして一般の批判を受ける。またそれについては、特にそういうふうな職業會計人が正式に関与するといふふうな制度を考へることがいかにあつて、ああ、そういうふうには私は考へるのではあつたらぬ。外国等におきましては、租税裁判所の制度が現在あつて、特に米國等においてはタックス・コートが非常に能率をあげて、結局一般の普通裁判所におけるところの裁判の非能率を、このタックス・コートによってきつめて迅速に処理することができ、それによつて納税者の不平不満を相当解消している、また行政救済の実をあげておられるという実情である。私は見ているのでございますが、そういうふうな観点から、やはりそういうふうな方向に一步進めていくということが、私は税に關する行政救済の方途として、方向としてぜひあつてしかなるべき問題じゃないかと、かように私は考へるのであります。したがつて、これは政令で定める範囲に關するかと、思つておりますが、その政令で定める場合におきまして、その心がまえ、どういふ方向でどんな将来の発展を期待してこのした政令をきめるかということが非常に重要なポイントにならうかと思つております。まあそういうふうな観点から、政府当局の御意見も伺つておきたいと思つております。

○政府委員(原純夫君) 協議団の仕事が極力能率的に、かつ、これにおいて納税者の利益が十分に守られるように、協議団の仕事のやり方を配慮する必要があるというお考えでのお尋ねで

あります。全然同意であります。ただいまも協議団令というもので基礎的な骨格が出ておられますが、仕事の運営の詳細につきましては、部内の通達であります。協議団決定に關する事務提要というものを作つて、これによつております。その事務提要の精神として、お話の能率的に処理する、それから納税者の利益を守るといふことが、もう協議団の本質からして当然の建前としてやつておるのであります。なお、今回の法律改正がさらに協議団の第三者的な地位を高め、この議決を尊重するようになるといふことでもあります。これを十分に取り入れまして、将来の運営要領の、事務提要の改善をいたしたいと思つております。

然に十分これを教えて、そして補充しながら主張してもらつて、そういうふうな努力すべきだと思つて、そういうふうなやつておるつもりであります。なおこの改正を機会に一段と努力を深めたいと思つております。

○政府委員(村山善雄君) 税理士であるいはその他の職業會計人の関与の問題につきまして、方向としてはただいま長官がおっしゃつたとおりでございまして、その場合に、ただいまいろいろな軽微の事件がございまして、それから、費用等の關係がございまして、それがいまして、その事案の内容によるところもあるのじゃないかと。将来、制度を考へます場合に、いろいろなことがございまして、いろいろな制度を考へる場合にも、その事案の内容によつてその辺の何か区分がございまいかどうか、その辺が一つの山だろふと思つております。

それから、米國のタックス・コートの問題でございまして、救済手続はそれぞれの國の發達の歴史があると思つてますが、アメリカの行き方では、まず本人の申告に対して税務署のほうでどうもおかしいといふことになりまして、まず兩者の間で話し合ひが行なわれて、それでまたまればそれでよし、またまらなないと、いわゆる三十日レターが出るわけでございまして、三十日レターをもらひまして、そこでそのときに行き方が幾つございまして、そのときには国税局の訴願部、いわば日本の国税局の訴願部のほうに訴願として行く場合、これでまともになりますればそれで事は済むわけですが、まともでない、不足税額を通知を九十日レターでもらつてくる。これですぐタックス・コートに行くか、あるいは民事

裁判所に行くかという問題、あるいは納税者の選んで直ちにいきなり訴願には行きたくないといふので、九十日レターで不足税額をもらひまして、それですぐタックス・コートなり民事に行ける。そこはかなり自由でございまして、いずれにしても、行政官庁と話し合ひがございまして、もうそこは修正申告になるのですか、その辺ははつきりわかりませんが、そのまゝ行つてしまふ。こちらのいふような処分といふ形の審査決定とか再調査決定とかいふような形はなくて、無事円満に納税して納めてしまふ。正式に争うときに、今の九十日レターによる不足税額の通知を受けまして、それでタックス・コートなり民事裁判所に行く。タックス・コートへ行く場合は、これはやはり執行権のほうは一般的に停止になります。同時に先取特権が全部にかかるといふ格好になつております。民事裁判所へ参ります場合には、あらかじめその税金は不足税額が納めていないと民事裁判所には行けない。いわば納めておいて、不当利得の返還請求、これで訴訟を起すわけでありまして、これらのものを見ても、日本よりはまあ何といふか、その辺が裁判の程度にいたしても、かなり發達しているような感じもいたします。しかし、よく考へてみますと、税務署における再調査の決定に相當するものといふのは、いわゆる税務署段階におけるコンプライアズで片づいていくわけでございます。それから、再調査の審査の決定に相當するものにはやはり訴願部と申す、これは話のついたものにはやりますと、これは話のついたものにはやりますと、不足税額の通知を九十日レターでもらつてくる。これですぐタックス・コートに行くか、あるいは民事

か。また、租税裁判所もなかなか、言
うべくして、この問題はやるというこ
とになりまして根本的に考えなければ
ならぬ問題でございます。そういう意
味から、われわれはなお外国の制度は
今後検討して参らなければならぬと思
いますが、今日の段階では、従来の制
度に若干の融通性等、みがきをかけた
能率の迅速化をはかるほうが、一番当
面課題ではなからうか、こういうこと
で、将来に対して基本的な検討は残し
てはございます。今度の改正ではそこ
までは行っていないわけでございます。

○高橋衛君 たいだいまも御答弁があり
ましたとおり、今回の国税通則法にお
けるところの改正で、この行政救済と
申しますか、滞納処分関係において相
当納税者の利益を保護するという面
に大きな一歩を進めているのでござい
ます。先ほど申しましたが、滞納処
分の執行の停止とか、または公売処分
の禁止だとか、または担保を提供した
ときにおけるところの差し押えの禁止
というふうに、漸次不服のある場合に
は強制処分をいたさない、こういう方
向に持ってきている。そういう方向に
持ってきてみますれば、当然にそりい
ふようなタックス・コートの問題もそれ
と関連して検討せらるべき問題である
わけでございます。そういう趣旨で質問
いたしましたわけでございます。

〔理事上林忠次君退席、委員長着
席〕
次に、この租税通則法全般について
ずつと見てみますと、そういうように
納税者の利便のために相当書かれた面
が非常に多いと思えますが、にもか
くにも、租税通則法というものは、こ
れは各税法が実体法であり、租税通則

法はこれに対する手続法であるという
実体法を持っているのでございます。し
たがって、税法は全体としてこれが動
かなくて、言いかえれば、各税法は胴体
であって、この国税通則法は手足だ。し
たがって、実体法が成立してもこの手
足が動かなければどうにもならない。
したがって、その間、法律の空白がで
きたりなにかするおそれがあるのじゃ
ないかというのを私は感ずるのでござ
います。ちよと本日年度末、
他の税法は委員会を通つたものでござ
います。または成立したものもあるの
でございまして、それらがこの国税通
則法がこの年度内に成立しない場合に
はどういうふうな具体的な障害がある
か。法律の欠陥、つまり法律が存在し
ないというふうな非常なギャップがで
きるのじゃないかというのを私は非
常におそれるのでございます。そり
いふような面について具体的に、どう
いう点が一番困るのだ、どんなこと
なるぞという点を、ひとつ詳しく御説
明を願いたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 御指摘のと
おり、今度の通則法は各実体法に対し
ましていわば手足でありまして、その
執行面を受け持つわけでございます。
ただ、この国税通則法とそれに関連す
る諸法律の整備に関する法律、これが
一緒になっておるわけでございます。
で、これももしおくれますと、第一に
は、その通則法並びにその整備法が目
的とした納税者に対する利益
とか、基本的な法律関係を明らかにす
るとか、こりいつた点がおくれること
はもちろんでございますが、法律的に
どこが動かないかという点を申し上げ
ますと、酒税法、物品税法、入場税
法、それからランプ類税法、これは

間接税でございますが、今度相当大き
な改正をいたしましたわけでございます。
したがって、これらの規定の中か
ら、実はそれぞれの税法でそれらの規
定をあらかじめ設けないと、こり規定
されているわけでございます。したが
りまして、整備法でこれを直すとい
まさないわけでございます。すべて
それは通則法そのものの規定で動くわ
けでございます。具体的に申し上げます
と、申告納税まで、期限内申告までは各
税法に書いてございます。しかし、そ
れ以降の修正申告、期限後申告、更生
決定、再更正決定並びに納付につきま
しては、期限内申告たると期限後申告
たるとを問わず、あるいは更生決定た
るとを問わず、すべて通則法の規定に
よつて初めて納付ができるわけござ
います。したがって、納付に關す
る限り、それが成立しないということ
になります。自動的に増減税以前の
状態になりまして、法律そのものが事
実上死んでしまふということござい
ます。期間がおくれればその間空白
が生ずるといふことでございます。

その次に、もう一つは、税額に關す
る端数計算法、これが通則法の中にか
かえてございます。この点につきま
しては、御承知のように、源泉徴収税額
表、これは非常にこまかい税表でござ
います。今度の端数計算法に基づくと
税額ですべて組まれておるわけであり
まして、すでに全国に配付されておる
わけでございます。四月一日からこれ
で徴収されるわけでございますが、も
しそれが成立しないということになり
ますと、端数計算が旧法で動く関係
で、その税額が間違つた税額が徴収さ
れるということになるわけございま
す。

それから、これは若干手続的な問題
でございますが、政令段階では、これ
は各税法の改正に基づく政令と通則法
の施行に伴う政令と、実は一本です
べて動くわけでございます。もしこ
の時期が過ぎますと分離しなくちゃな
らぬという事務が起きるわけでありま
して、こりまたたいへんな問題を引
起こすというふうに考へておるわけ
でございます。

○高橋衛君 たいだいま政府側の説明に
よりますと、この通則法がもしも成
立しないということになれば、結局手
足がない、胴体だけの法律というよう
な格好で、その運営がどうもいなし得
ないという御説明でございますが、か
くのごとく他の税法と不可分の関係に
あるもの、それがしかも非常に重要な
内容を持つておる問題でございます。
で、われわれとしても十分に審議をい
たさなければならぬ。今日非常に抑
し詰まつてようやく衆議院から回つて
きたという点については、私どもは
衷心から、何と申しますか、わずかな
時間において審議をなさやいかぬと
いうことについては、まことに遺憾とす
るものであります。こりいふ点につ
いては、政府側も今後こりいふような急
迫した時間内において審議をしなければ
ならぬという事態にならぬように配
意されることを強く要望して、私の質
問を終わります。

○岡崎真一君 この国税通則法並びに
施行等に伴う関係法律の整備に關連
いたしました二、三質問をいたしたい
と思ひます。
この二法案が出ましたときの提案理
由の御説明で、これはいわゆる国税に
対する手続法だということ、それを
いろいろ集大成したのだということ

ありまして、その点は非常にこれは國
期的な意味合いにおいて重要なもので
あるということをお私に考へました。こ
れについて、逐一ではございませ
んが、ざつと法案を研究してみたい
ので、この法案は、始終こりいふ法案を
読みつけている者から見、またこれに
関連して仕事をしておられる方々から
見れば、比較的わかりやすいというこ
とも言えますが、しかしながら、ふだ
ん読みつけぬ者から見まして、やはり
むずかしい印象が与えられる。そこ
で、実は先ほど木村委員からお話があ
りました。ずいぶんこれに対する反
対の陳情が来ております。これをぶち
こわせというふうな激しいものありま
す。あるいはいろいろなこりいふ
な反対の電報等も参つておりますが、
しかし、これは一がいにおつちやつて
いることすべてを私は肯定しませぬ。
何となれば、これは法案を知つてお
ります者から申しますと、言つておられ
ることすべてがこれに当たつていな
い点がたくさんある。非常にそこに誤
解に基づいて反対をしておられるとい
うような点も、私はたくさん見受けら
れるのです。そこで、こりいふ
誤解を起すような、この法案の中
に、提案の中にありました趣旨と相反
するような表現があるというふうな点
があるのじゃなからうか。そりいふ点
につきまして、むろんこの法案とい
うものは、われわれは非常に必要なもの
であり、通してもらいたいという趣旨
を徹底する意味からいまして、また
通さなければならぬという趣旨からい
きまして、二、三の点について御質
問を申し上げたいと思ひます。

実は、きのうも私のところに、これ
に対する反対の陳情がありました。ど

これが反対なんですかということを知つたところが、その中に、二、三ありますが、時間が短かつたのでたくさんおっしゃいませんでしたが、たとえば人格なき法人というような言葉があります。これは近ごろこういう言葉がよく使われるから、たとえばわれわれのごとき仕事をしております。経済界の仕事をしておりますから、いいますと、はなはだおかしな言葉であります。償却前の黒字というように、はなはだおかしな言葉が流行する世の中でありまして、そういう意味からいふと、あるいはこれに関連をして、人格なき法人というように、わけのわからないうなわからんような、そういう言葉が横行するところから、あるいは大蔵省の方々をよく御存じかもしれないけれども、どうも一般にはわかりにくい問題があるかと思つて、そういう点から、どういふものがそういう範囲に入るのかということについて、非常に何もかもそれで税金がかかってくるのじゃなかりかというような心配をして、反対の理由にあげておられる方もございましたが、まずこのことから伺つてみたいと思つておられます。

そういうようなわけですから、私の質問は、むしろこの法案というものの反対をしておられる方に、反対が誤解であるということの意味合いからいきまして、ごころいふ税法その他の法律を始終見つけられない方に、懇切丁寧に時間をかけて御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(村山達雄君) わかりにくいものの表現の一つの事例といつたしまして、人格なき社団または財団のお話が出ましたので、その点について申し

上げます。人格なき社団の代表的な事例は、たとえば財団法人の認可申請をして人格が下りますと、それはいわゆる法人でございます。ところが、認可申請中の法人がたくさんあるわけでございます。これが一番多い形の人格なき社団でございます。それから、何々学校の後援会とか、あるいはPTAとか、こういうものもいわゆる人格なき社団でございます。それから、労働組合で人格のないようなものにつきましても、これはまた人格なき社団だといわれております。それから、ゴルフ場のクラブで人格のないものがたくさんございまして、こういうものはいわゆる人格なき社団といわれておるわけでございます。

そこで、現行税法は、これらにつきまして納税義務があるかないかということにつきましては、間接税系統は、たとえば酒を製造場から移出したる者、こう、うたつておられます。また物品税法も同様でございます。入場税法については、その経営の主催者というものが納税義務者になっておられます。その解釈は、法人であらうが、個人であらうが、人格なき社団であらうが、要するに「者」でございますので、すべて含むということ、その点はわれわれは疑いを持っておりません。ただ、法人税あるいは所得税でございます。法人税あるいは個人であるか個人であるかによりまして、税の納税義務の範囲が非常に違つておられます。所得税でございます。利子とかあるいは公社債の利子とか配当だけが源泉徴収に付するわけでありまして、これに反しまして、個人は全体の所得について課税を受けるわけでございます。そういう意味で、所得税法では、人格な

き社団は今言つた源泉徴収、ほかの法人も源泉徴収を受けるという所得に限つて法人とみなす、こういうことになつておられます。その取り扱いを明らかにしたわけでございます。また、法人税法におきましては、人格なき社団のうち収益事業を営む者については、これは法人とみなして課税をいたしまして、こういう規定の仕方をしておるわけでございます。一方、国税徴収法、これはすべてのものについて納税義務を最終的に実現するためには、強制徴収の場合の規定が要りますので、人格なき社団または財団で管理人の定めのあるものについては、これは法人とみなす、こう書かれておられます。したがって、納税義務からその徴収に至るまで、すべてそういうふう書いておるわけでありまして、

今、衆議院で修正になりましたけれども、修正になる前のこの通則法は、その社団がその実体におきまして個人というよりは法人に近い点に着目いたしまして、これを各税法の適用にありまして、これは納税義務に關する限り、現行法の解釈に何ら影響を及ぼすものではない、かように考へておるわけでありまして、

ただ、問題は、こう入れまして、罰則規定の條には手をつたつたわけでございます。まして、人格なき社団でございますと、これは法人とみなされますと、普通の法人でございますと、行為が違反行為があれば罰せられますが、そうでなければこれは法人そのものは罰を受けないわけでございます。そこで、法人税法その他、法人が罰則の適用を受ける場合の違反行為があり得る場合を想定いたしまして、各税法

ではそういう場合には行為者を罰するほか法人についても罰金を課する、こういう規定を入れておるわけでございます。この両罰規定が入つておるものが、現行では所得税法、法人税法、それから国税徴収法が入つておるわけでございます。その他の税は非常に古い税金でございますので、今までの規定がなかったわけでございます。したがつて、それらの税については、人格なき社団、財団が違反行為があつても、社団、財団に關する限りこれは罰則の適用なし、これは明文を必要といたしますので、そういうことになつておつたわけでありまして、

今回は、それはやはり刑罰の規定の上からいまして一種の治外法権を作ることになりますので、それを入れようと政府原案ではいたしたわけでございます。

しかるところ、衆議院におきまして修正案は、先般衆議院の提案者から説明がありまして、さきの答申のうち五項目を政府は落として提案をして、人格なき社団について罰則規定は、政府はなるほどそういう意図が認められども、納税義務について課税關係に變更を加えたような規定にも受け取れるから、同時にこれも現状維持にとどめるべきである、こういうことになつたしまして、今度の人格なき社団に關する規定は一切従前と全く同一と、こういうことになつたように修正を受けたわけでありまして、現在この委員会にかかつておられますのは、そういう意味で、ちよつと、衆議院の修正を受けまして、この現行法と全く同じ規定の内容が提案になつておるといふこと

でございます。

○岡崎真一君 ただいまの質問申し上げたことで御説明を伺いましたが、この人格なき社団ですが、この範圍を明確に、こういうものと、こういうものと、何か限定するとか、指定するとか、そういうふうなことは考へておいでにならないのですか。

○政府委員(村山達雄君) 人格なき社団または財団と申しますのは、非常に広範圍なものでありますから、そこで代表者または管理人の定めあるという制限だけはつけておられて、大部分の人格なき社団というものは何らかの意味で財産を持つていればその管理人が代表者がおのずからあるわけでありまして、それだけを捕捉すれば足りるということにしようと思つておるわけでありまして、

○岡崎真一君 かなりわかりました。しかし、これは先ほどちよつと申しましたように、くろくと筋はわかるのですけれども、端的に申しますと、一般の人にはどうもわかりにくいところ、こゝろに、いろいろな、反対をしなくてもいいような反対が起つてくる一つの根拠があると思つておられますが、今後立法技術上、こういうことについては氣をつけていただきたいと思つておられます。もちろん、各条文を個々のものを全部当てはめて、包括的にこゝろいふのは入るのだということきめて、法三章という方針は賛成なんでありまして、しかし、事と場合によつてはやむを得ず、こゝろいふことも必要なんじゃないかと思つておられます。これは意見として申し上げます。それから次に、四節の「送達」のところ、「通常の取扱による郵便によつて」云々ということが、従来こゝろいふ送達につきましては、送達主義に

なっているのか、あるいは発信主義をおとりにしているのかという問題であります。場合によりますれば、私も詳しくは知りませんが、私両立しておたようにも聞いているのであります。ここで非常に問題になりますのは、通常の取扱による郵便によって…通常到達すべきであった時に…と到達という時間的要素がここに入っておりますが、これを考えると、やはり到達主義であります。問題は、発信主義の場合にその「すべきであった」という時間という問題が、近ごろのように郵便の運配の問題が起ってくる、この点でいろいろの疑義が存して、これが争いのものになると思つて、これについてどういふふうにお考えなのか、伺います。

○政府委員(村山達雄君) その点は二つございまして、一つは、いわゆる期間の定めがあるときに、一月以内に提出しなければならぬといつたときに、やはり発信の日付で考えるのか、到達した日で考えるのか、この問題がございまして。それから、発信したけれども受け取っていないかどうかわからないときにどう考えるか、こういう問題と、別の問題でございまして。

そこで、前段の問題につきまして、従来一般に、民法と同じように到達主義だといわれておるのが一般でございまして、ただ、これが取り扱いによります。若くは緩和して、発信主義をとつておいた税もあるようございまして。

そこで、今回はその点を明確にいたしまして、二十二条でございまして、これはあらゆる場合に準用されておきます。三十ページでございまして、郵

送に係る納税申告書の提出時期、これはあとで再調査の請求とか、そういうものに全部準用されておりますが、これは納税申告書…が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日…にその提出がされたものとみなす。…こういふのであります。途中の郵送期間は算入しない。したがって、納税者にとつては、それだけ今までよりも、到達主義をとつていたときよりも期間が少し延びた勘定になるわけでございます。

一方、発信したが、これはしかし着かなければ話にならないわけでございます。着いた場合に、その期間をどう見るかがこの問題でございます。着いたか着かぬかという問題に争いがある場合には、これは民訴なりあるいは会社更正法と同様の規定が国税徴収法に現在あるわけでございます。今般も、その国税徴収法による規定をそのままこれを通則事項としてこちらに移したという規定が、いわゆる十条の2でございまして、通常の取扱による郵便によつて前項に規定する書類を発送した場合に、その郵便物は、通常到達すべきであった時に送達があつたものと推定する。…と、こうありまして、それから3に、「税務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合に、その書類の名称、その送達を受けるべき者…の氏名…あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成して置かなければならない。…と、ちゃんと証拠をはつきりしておきなさいというところで規定してあるわけでございます。ただ、実際、税務の実務におきましては、いろいろな更正決定の通知

書とか、重要なものは書留で出しておるやに聞いております。

○岡崎真一君 たくさん実は伺いたいと思つてすけれども、それよりひとつ、こういうふうな法案ですので、先ほど高橋君が私に聞かれました点について、だぶ質疑応答がありましたので、その点はダブることを省略したいと思つて、そこでそのときに御質問がありましたけれども、ひとつここでまとめてわかりやすく個条的におつしやうといたしたいと思つて、それが、これは、この通則法の判定によりまして従来よりも納税者が非常に不利になつた場合と、それから非常に有利になつた場合と、それぞれに、これはもういろいろの問題があらうと思つて逐次、こういう点はよくなつた、こういう点は悪くなつたというふうな点をあらうと思つて、そんな点をひとつ個条的に御説明願へたら、たいへんけっこうでございます。

○政府委員(村山達雄君) あまりにも多いものですから、全部あげられませんが、どうかわかりませんが、おもな事項について申し上げます。

一つは、付帯税に關する改正でございます。これは従来は利子税と延滞加算税、これを両方取つておりました。利子税は納期限の翌日から日歩三銭で取つておりました。ところが、今度は、その督促状を納期限から二十日以内に督促状を出します。督促状を出してから十日以内に納まりませんと、これから差し押えの手続が始まるわけでございますが、督促状を交付してから十日目か過ぎますと、その翌日から別に延滞加算税が百円につき日歩三銭かかるとして滞納いたしますと、六銭かかっていたわけでございます。今度はこのを統合いたしまして、延滞税という名前にいたしまして、それで原則として日歩四銭。二銭下げたわけでございます。ただし、従来と同じように、督促状を交付してから十日目まで、これは従来は利子税だけの三銭だけで済んだわけでございます。そこで、一本に統合した場合に二銭にとどめますということにしたわけです。したがって、簡単に申し上げますと、従来は原則は六日までは三銭、これが二銭になりました。これが納税者に非常に有利になるわけでございます。少し高過ぎるという感じでございます。

ただ、そこで不利と考へますかどうですか、従来は今の延滞加算税の三銭分は滞納本税の五割の頭打ち、こういうものがございました。今度はその頭打ちは取りまして、従来はその頭打ちは百七十日ぐらいで頭打ちになるわけでございます。この点は徴収額予に關する規定の整備をしまして、それから徴収額予の場合の、理由のある徴収額予の場合には、延滞税免除の規定が方々にわたつておるわけでございます。そういうことを考へますと、そのいわば全く自分の責任で滞納になつたもの、免除をする必要のないようなものがございますので、頭打ちする必要はないであらう、安くしたこともありますが、こういうことでその制限がはずれた点が不利といへば不利でございますが、全体合計いたしますれば、むしろ有利の点には違ひございません。

第二点は、いわゆる加算税でございます。過少申告加算税、これは従来と変わりございません。無申告加算税、これは法定申告期限が過ぎましてまだ申告しないという状態でございます。従来はその不足税額——本来の正しい税金に対して不足する税金につきまして、おくれた期間によりまして税額を加算していったわけです。おくれたこと一月まで一〇%、二月まで一五%、三月まで二〇%、三月以上になっておりました。源泉徴収にかかる所得税の加算税についても同様でございます。これは従来軽加算税と呼んでおりました。これを今度はずべて、その徴収がおくれたとか申告がおくれたとかいうことは、期間の長短にかかわらずすべて一〇%にとどめたわけでございます。これはおくれたといふのは延滞税のほうで片をつける問題であつて、その申告の態様、すなわち申告書の提出がおくれた期間の差をつけるべきではないといふ考へ方、同時に、重過ぎるではないかといふことで、直したわけでありまして。

それから、もう一つは、これは申告所得についてもございまして、それから源泉徴収もございまして、詐欺または不正の行為と申すか、隠蔽、仮装にかかるとして税金をまぬがれたと為を伴つてそれ税金をまぬがれたという場合には、その不足税額につきまして、もとの申告は、過少申告である場合には五〇%取つておつたわけでございます。それからまた、源泉徴収の加重算税についても、それから無申告の場合でも、それが隠蔽、仮装という行為によつた場合には不足税額の五〇%を取つたわけでございます。今度それを、原則としてこれはあまりにも重過ぎるといふことで三〇%に下げました。この点が直接負担として納税者に及ぼす影響

としては最も大きいものだと思ひます。平年度われわれは大体二十二億程度の減収になるというふうに考へてございませう。

それから、第三番目は、先ほどちょっと申し述べましたが、訴訟の手續の關係でございませう。これは第一に、不服の申し立ての範圍というものを非常に拡大いたしましたわけでもございませう。従来でございませうと、法律処分、しかも賦課徴収に關する処分だけが不服の対象になり得たわけでもございませう。今度はおおよそ税務署のやつた処分であれば何でもつけつこうです。その処分の中には法律行為だけでなく、事実上の事実行為も含みます。それからなお、税務署にあるものを請求した、たとえば更正の請求をいたしました、それでよくて、いわゆる不作為に対しては、これは異議の対象になり得る。ただし、今度は行政不服審査法のほうで、そこは事務を配分しておりますので、その不作為によるものは行政不服審査法で文句を言つていただくということになりますけれども、非常に範圍が広がったわけでもございませう。大体これと關連する問題といたしまして、もし処分をした場合には、必ずこういう救済手續がある、この処分に対して異議があるものはこういうふうに文句を言つてくれ、こういう手續があるからどこでも言つてくれということも、必ず教示をしなくちゃならぬということも、行政不服審査法のほうでそれはもうたつているわけでもございませう、それとこちらと密接の關係があるわけでもございませう。

停止ということになつたわけでもございませう、換価処分までいけたというわけです。今回は換価処分は一切だめだ。こういうふうになつたわけでもございませう。これは財産の請求権の保全措置でございませう、これはどうしてやらざるを得ないということ、そこまではいくのは当然でございませう、換価はやらぬ。しかし、担保を提供すれば、それは差し押さへもできないということ、あるいは執行の停止について、従来は職権指押しかできなかったわけですが、今度は明らかに申し立ての権を認め、こういう異議の申し立ての人たちに対してそういう広い権限を認めて、それから先ほど申し述べたように、審査と異議の申し立ての手續の併合、それから更正があつた場合に、更正そのものを直せるという処分、それから訴訟にすてにかかつておつて同じ処分について異議の申し立てが出来る、これを一々訴訟前置主義をとる必要はないというので、訴訟に直ちに出来る。要するに納税者に非常に便利です。訴訟前置主義というのは、やはり全官庁の立場がありますが、基本的に納税者の迅速な処理というところが中心でございませう。そういう意味で、そういうふうにして特別の場合にはその理由のないときには訴訟前置はせず、こういうことも行なわれていくわけです。

その他、先ほどちょっと申し述べたが、いわゆる徴収権と賦課権、これが従来さつぱりわからなかつたわけでもございませう、今回はさつぱりその性格を分けまして、賦課権は除斥期間の制度に服するし、徴収権のほうは時効制度である。賦課権はしたがって中断もなければ、停止もない。ある期間、法律で定めた期間が過ぎれば、もう全体として行使はできないのだ、こういうことにはつきりさせるとともに、従来その賦課権の制限として原則的に申告期限から三年という制限がありました。これは、所得税法、法人税法、それから相続税法、この三つだけでございませう。あとはすべて五年だと解釈されておつたわけでもございませう。これをすべて明らかにいたしまして、三年たつたらすべての税金について五年まで、増額のほうは減額のほうは五年までいけます。この減額五年いけるといふのは、従来も同じ考へでございませう。ただ、三年間だめだ。三年間しかできないといふのは、所得、法人、それから相続税だつたわけでもございませう、これを全部の税に及ぼして、その点をはつきりさせたという点、それから、所轄税務署と申し述べても、これはなかなかわかりませう。この点をすべてわかるようにそれぞれ申告の段階、更正決定の段階、再調査の段階、審査の段階、それぞれいたしまして、これも原則として納税者の便宜のために納税者の新住所地のほうに持つてきたわけでもございませう。ただ、納税者のほうで間違つて出した場合に、それを無効とするたいへんでございませう。縁のあるところで出しました。納税者が間違つて出せば、それを生かすような別途の措置も同時に講じてございませう。

それから、もう一つ重要な点は、従来時効の問題につきまして、これは解釈上いろいろございまして、たとえば更正決定というものは時効中断事由だと、こういうわけでもございませうが、従来の解釈では、それが全部について中断するものなりや、あるいは更正決定によつて増加した部分だけが中断してもののは中断しないものなりやというところは、これはいろいろな學説があつたわけでもございませう。今度はその点ははつきりしました。中断事由は増加した部分だけである。これを明確にして参つたわけでもございませう。その他同じことでもございませうが、税額が確定し納付の前の手續をしまして具体的にきまらなければわかりませうが、その場合に更正決定をやつた場合に、どこまで確定するのか。これもいろいろな、先ほど申し述べたように、意味があつたわけでもございませうが、これも増加部分だけは確定する。こういうふうにしていろいろな疑義のある点を明らかにしていつたわけでもございませう。

その他、従来徴収の、納税の猶予の制度につきまして、非常に読みにくく、災害減免法にもある、所得税法にもある、徴収法にもある。おそらくこれを統一的に納税者の方に理解していただくこの制度を有効に活用なさるという人は、よほどの人でなければできなかつたと思ひます。今度は全部それを一本に入れます。徴収猶予というものはこういう場合だということも明確にいたしまして、それぞれ十分活用できるようにいたしたという点も、これもその実際の面からいいますと相当大きい利点ではなからうか、かように考へておるわけでもございませう。その他まだあると思ひますが……。

それから、不利な点は、先ほど一つ申し上げました。それから、もう一つ不利な点を申し上げます。こういうことがございませう。従来青色申告につきまして不服を申し立てると、これは差し押さへできないという制度でございませう。これは行き過ぎである。この点は是正いたしました。やはり財産の保全でございませうので、その点は白も青も同様であるべきだ、こう考へまして、その点は手を打ちました。

大体おまな不利と考へられる点を上げてあげれば、さつき言つた二つ、それから有利と考へられる点は先ほど幾らかあげました点がおもな事項であらうかと、かように考へるわけでもございませう。

○岡崎真一君 今ちょっと青色申告の語が出ましたが、差し押さへができるようになったというのですが、これは担保さえ入れればいいのですか、ほかの場合の救済と同じように、担保さえ入れれば問題は無いのですか。差し押さへという問題は、だから、非常に物としては緩和されているわけでもございませう。一応物を押さへている、こういうわけでもございませう。

ただいま伺つてみますと、通則法ではむしろ納税者に有利な話ばかりで、これは説明するほうからいへば当然のことかもしれませんけれども、しかし、だいたいその点でこの法案は非常に国民大ぜいにとつては有利なものではないかという感じを私個人として持つわけでもございませう、そんな点で、実は先ほど私が当初質問の趣旨として申し上げましたように、実は反対をなさる方々にもよく理解をしていただければPRになると思ひます。そこで、先ほど実は高橋君から話がありましたように、この実体法とのならみ合關係があつて、審議時間が短い。これに対して社会党の諸君がいろいろ御不

服があるよりですけれども、しかし、これはあとで理事会でどういふ話が出るかれませんけれども、とにかくこの法案につきましては、執行せられる上においては十二分にPRをしていただいで、いろいろな誤解のないようにひとつ努めていただくということが、これは大蔵省のほうとしては当然なべき筋合いのものじゃなからうか。審議の時間が短いということをそれでカバーしていただいて、非常な誤解のないように、ひとつ念入りをしていただきたいというのを私は特に希望いたします。質問を終わります。

○委員長(棚橋小虎君) たいだいま、国税通則法の衆議院の修正案について毛利衆議院議員が御出席になりましたから、質疑のある方は御発言願います。

○荒木正三郎君 衆議院で修正された分についてお伺いしたいと思つたので、十三条と十四条を削除せられて、修正文を見ますと、十三条が、第三条に移つておる。それから、十四条が第七條に移つておるというふうに、こう見られるんですけれども、この関係はどういうふうになつておるのか、御説明を願いたいと思つた。

○衆議院議員(毛利松平君) 十三条は、今度の修正で全然中身が違つて参りました。十四条は、従来どおりの姿で残るわけでありまして、国税徴収法の形で残るわけです。

○荒木正三郎君 十三条は全然中身が違つて、どういふお話をさせていただきますが、ほとんど文章が変わつていないように見られるんですが、第三条に挿入された文章と十三条の文章とはどういふふうに違ふか、おっしゃつていただきたいと思つた。

第五節 大蔵委員会会議録第二十二号 昭和三十七年三月三十一日【衆議院】

○衆議院議員(毛利松平君) 国税通則法についての修正案でございますが、すなわち政府の原案においては人格のない社団等は「国税に関する法律の規定の適用については、法人とみなす。」としております。これを、国税通則法の規定の適用については法人とみなすと改めました。

○荒木正三郎君 そすると、「国税に関する法律の規定の適用については」というところが、国税通則法の規定の適用については法人とみなすということになると、実際問題として税法が適用される場合、どういふ差別が起つてくるのか、具体的にお願いします。

○衆議院議員(毛利松平君) 納税義務については、各税法について見て下さいという趣旨になつて参ります。

○須藤五郎君 一点、聞いておくのですが、これはあとから僕は法制局長に来てもらつて、はつきり答えても常にな不安面があるので確かめておきたいと思つたので、間接税については両規定から人格なき社団等は削除されたわけですね。しかし、私は通則法の第一条と第三条が仲立ちとなつて、国税犯則取締法が生きてきて、人格なき社団等に刑罰が科せられるのをおそれるわけです。いわゆる刑法法についてあなたはどういふふうに考えられておるか。

○衆議院議員(毛利松平君) 修正には関係ないと思つた。

○須藤五郎君 それで、結果的にはどうなんですか。

○衆議院議員(毛利松平君) 現行法のままに返つて参ります。現行法であつ

た法律に返つて参ります、各税法が。○須藤五郎君 そすると、間接税から人格なき社団が全部はずされてるわけですね、そつてしょう。

○衆議院議員(毛利松平君) そつて○須藤五郎君 そつすると、今後はこの通則法の第一条と第三条ですね、これが仲立ちとなつてもう再び息を吹き返すというところは絶対ない、間接税のほうで人格なき社団は削除されたんだから、罰則規定は間接税には——人格なき社団には罰則規定が及ばない、こつていうふうに理解していいんですか。

○衆議院議員(毛利松平君) 各税法自体に返つて参りますから、各税法自体のところで、現存するものは、従来あつたものが生きてくると思つた、ないものは生きてくれないと思つた。

○須藤五郎君 そのすると、人格なき社団の罰則規定が及ぶのは、所得税法と法人税法と徴収法との三本であつて、ほかの間接税法には絶対関係がない、こつていうふうにはつきりと理解していいんですか。

○衆議院議員(毛利松平君) そのとおつりだと思つた。

○須藤五郎君 この点、もう一度法制局長に出席を求めて、私ははつきりと明らかにしておきたいと思つた。

○荒木正三郎君 そつすると、さつき「国税に関する法律の規定の適用については、法人とみなす。」それが国税通則法の規定の適用については法人とみなす、こつていうふうに変つたわけですね。この変つたことによって、納税については各税法が適用される、こつていう説明でありましたね。そつすると、所得税法、法人税法等については罰則規定

が現在あるんですね。ところが、間接税については、こつていう罰則規定がないというところになると、この「国税に関する法律の規定の適用」ということを変えたことによつて法人税、所得税は罰則規定が従来どおり残つておるけれども、間接税についてはこつていうものがない、こつていうふうに変つたつと解釈すべきですか。

○衆議院議員(毛利松平君) 全く御趣旨のとおりと解釈します。

○木村鶴八郎君 ちよつとそれに関連して、全然間接税については変わるというところになるんでしょうかね。その場合こつていう疑いが持たれるんですけど、たとえば入場税なんかにつきましては、これまで人格なき社団で、それが法人とはみなさなかつたわけでしょう。それが今度法人とみなすわけなんですよ。とにかくこつて書いてある。

「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの……は……法人とみなす。」そつしてこの法律の適用を受けるんだけれども、罰則規定については従来どおりの適用であることですね、それは適用されないことですね、それが今より一歩進んで、人格なき社団は法人とみなしてないんでしょつ。それを今度はみなさなされちゃらんんです。その点は現行と少し違つたんじゃないでしょうかね、そのところか。進むというのには変ですけれども。

○政府委員(村山達雄君) 木村先生、私からお答え申し上げます。木村先生、こつていうか。

○木村鶴八郎君 ええ、この事態がはつきりすれば。

○政府委員(村山達雄君) こつていうことでございます。ここに書いてございまして、第三条、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの……は……法人とみなす。」この法律の規定を適用する。」と書いてある。ですから、各税法とは関係ございませんと、裏から書いてあるわけございませぬ。各税法の適用上、法人とみなすとは書いてございませぬ。したがつて、実際問題は、今の送達の場合に、人格なき社団の事務所がございませぬ。それが住所になるわけございませぬ。そこに送達の場合には送りませぬ。代表者の住所ではなくて社団の所在地に送りませぬ、これでいいわけございませぬ。主としてそれくらい適用がございませぬことございませぬ。で、各税に關する適用はございませぬので、その納税義務があるかどうかという点は、何もこれは関係ない。やはり各税法で読んで下さい。各税法で納税義務があると書いてあれば納めて下さい、こつて言つておるわけございませぬ。

それと同時に、今度実はこの整備法で、罰則規定を相当入れたものがあるわけございませぬ。それから、整備法でなくて、各税法の中で、これを前提にして罰則規定を入れたものがありませぬ。印紙税、相続税、通行税、こつていうものはそれぞれ罰則規定が入つておるわけございませぬ。それから、すでに通りました、酒税、物品税、入場税、この辺もみんな本法に入つておるわけございませぬ。これはこの整備法であつて追つかけて削除する、その部分は、こつていう規定が入つておるわけございませぬ。それから、この整備法の施行に伴つて、罰則規定を改正しようとしておつた税があるわけございませぬ。これは、

今まで減税法案そのものとして出てきていなかった砂糖消費税、それから地方道路税、それから揮発油税、こういったたぐいでございます。これは減税法案は何も出ておりませんから、この面制規定をこの整備に伴う法律で入れようとしておったわけですね。それを今度はこの修正を受けましたので、今度は入れないという提案に差しかえてあるわけでございます。すでに各税法で入れたものについては、この整備法案で削ります、現行法と同じにいたします、変更するつもりであったものは変えないことに提案を直しますと、こう言っているわけでございます。それから、納税義務のほかに関係する問題は、心配なものですから、その点は、ここで、各税法の適用上とありましたのを、各税とは関係ございませんと、この法律の適用上法人とみなすだけで、こゝろ、こゝろの意味を入れまして、納税義務があるかどうかは従来の現行法でお読みいただきたい、こゝろ、こゝろにいたしましたので、実質的に申し上げますと、その納税義務に関する規定並びに面制規定を通じて、現行法と全く同じということに相なったわけでございます。

○須藤五郎君 ちよつと関連して、もう一点、それじゃ、主税局長、その人格なき社団の人たちが、——入場税の問題に例を取りましようか、催しをやる。で、入場税を払わないという場合、罰則の規定は動かないのですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(村山達雄君) 人格なき社団に関する罰金刑は——まあ罰金刑だけですね、問題は、その罰金刑の規定を削除する提案をしておりますか。

○荒木正三郎君 で、第十三条は大体わかったような気が私はするので、けれども、第十四条の場合ですね。これが第七條にあらなくなっておられます。これはどういふような変化が起こつておるか、説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) これは、実は人格なき社団とはあまり関係のない問題でございます。たとえば法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合、その法人はその人格のない社団等に課されるべき、またはその人格なき社団等が納付し、または徴収せらるべき国税を納める義務を承継すると。これは従来徴収法四十一條一項にある規定をそのまま持つてきておられるわけでございます。典型的な場合は、先ほど申しましたように、今財団法人が認可申請中のものがあるわけでございます。これがすぐ人格をもちますと、そうすると、その人格をもちたあとで、振り返つてみますと、その法人が人格なき社団の権利義務を包括的に承継したのだ、こゝろ、こゝろになるわけでございます。その場合には、もしそのものに納税義務があれば——納税義務があるかどうかというところは各税法が定める問題です。それは当然承継した法人がそれをやはり承継するのだというわけでございます。これは従来から徴収法にございまして、先ほど論議になつております、人格なき社団に関する課税問題、課税に関する規定とかあるいは罰則の規定とは何の関係もない規定でございます。

○荒木正三郎君 じゃ、念のために伺いますが、十四條は、今度は修正はなかったと、こゝろ、こゝろに解すべきですか。

○政府委員(村山達雄君) さようでございまして。これは現行の徴収法の規定そのままでございます。改正する場合にはも文章を一つも訂正してございまして。

○木村福八郎君 じゃ、一応その修正点については、あとでまた質問が出るかもしれませんが、私はさっきの質問の続きに戻りますが、ちよつと確認しておきたいのですがね。

先ほど、税制調査会の国税通則法に関する答申の中で、実質課税の原則とか、あるいは租税回避行為の禁止、それから同族会社の行為計算の否認の拡大、この三つの条項は今後のこの慎重審議の中で削除——それから一般的な記帳義務の規定、質問検査権の拡大、これは今後の問題にする。それから、特定職業者の黙秘権のことですね、黙秘義務、それから資料不提出者に対する過怠税規定も今後の問題とする、こゝろ、こゝろにございまして、不安なわけなんですね。そこで、これははっきり確認しておきたいことは、先ほど、五項目については学説、判例が積み重ねられた上で制定すると、こゝろ、こゝろであったわけですね。そこで伺いたいのは、今までの御答弁ですと、五項目については今後全然これは制定しないというこゝろ、ちよつと、慎重審議をする。それからまた記帳義務とか、質問検査権の拡大とか、特定職業者の守秘義務とか、資料不提出者に対する過怠税規定は今後の問題にする、こゝろ、こゝろになつておるので、今後この通則

法が通ると、あとを追つかけて、それはいつかわかりませんが、一応これを通しておいて、あとでこれを修正するなりあるいは特別の法律を作るなりして加えるのではないかと、こゝろ、こゝろ懸念があるわけですね。その点はどうなんですか。こゝろ、こゝろ点はつきりさせておいてもらいたい。

○政府委員(村山達雄君) 將來の問題でありまして、確言するわけには参りませんが、われわれが今回提案を見合わせたという理由を明らかにいたしますれば、およそいかにそれがむずかしい問題かということ、したがって、相当その、確言できないといつても、その程度がどの程度のものかといふことはおわかりいただけると思ひますので、こゝろ、こゝろ申し上げさせていただきます。

一つは、この実質課税の原則の問題でございます。これは法形式の場合と、實際租税負担というのとはやはり経済的負担の公平といふところにあるわけでございます。そこで法形式がどうであつても、やはり経済的の成果、それは着目して課税すべきである、こゝろ、こゝろ原則から出ておる考え方でございます。で、もちろん、そこには限界がある問題でございます。現行税法でその典型的な例をあげますと、一つは信託の場合でございます。信託財産から生ずる所得、これは法律的には信託財産の所有者は受託者であるわけですね。しかし、その利益は受益者に帰属するわけでありまして、その所得課税に関する規定ではそれは受益権者がその財産を所有するものとして課税いたします。これが一つあります。それから、いわゆる譲渡担保等の規定につきましては、これは担保の目

的で譲渡しております。したがって、その納税者が滞納した場合には、かりにやはりその形式は所有権は他人に移つておるようではございまして、実質的には滞納者のものであるといふこと、滞納処分ができるというよう規定がございまして。あるいは所得税法あるいは法人税法で法律上の権利の帰属者と見られる者と、實際の収益を享受する者が違つ場合には、その収益を享受する者に課税するのだといわれておられます。これはいわゆる、たとえば権利株等につきましては、その失権株があつて、その間すぐ消却しないで、会社のほうでは明らかにその財産は会社のものであるといつたしまして、いわゆる重役名義に、ほんとうは会社のものであるが、これは自己株所有禁止の規定がありまして、便宜重役名義にしてありますが、實際は会社の失権株、いずれは売却出すといふものについて、財産目録にあげるとともに、その配当は会社の計算に入れておるわけでございます。こゝろ、こゝろにつきましては、当然課税の原則からいいますと、会社に課税しておるわけでございます。こゝろ、こゝろ規定があるわけでございます。そこで問題になりましたのは、もうあらゆる脱法者といふものはいろいろ法形式を考へてくるからそんなことでは追つかないぞ、何とか一般的な規定を置く必要はないだろうかといふのがこの論議の対象であつたわけでございます。そこで、しかしながら、よく考へてみますと、これは一般的な規定を置いた場合にどれだけの混乱が起きてくるか、具体的なケースをあげて、これが実質課税の原則上、この法律上の名義人に課税すべきか、そうでなくて實際の経済的な収益を帰属して

おると認められる者に課税するかについでには、これはたいへんな認定の問題があるという心配があるのであります。個々のあらゆるケースを考へてみまして、この一本の抽象的規定を置いて判断することは無理ではなからうか、それにしてもあまりにも現在の判例、学説、それからケース、それも乏しい。その具体的な必要があつたときに個々のケースを、場合、要件を規定して積み重ねていけばいいのじゃないか。将来、判例、学説その他で、あるいは訴訟事件等が起きまして、だんだん個々の事件、事案を累積した上でそれを設けてもおそくないのじやないか。ですから、相当出てきましてこの規定を置くことの上よしあしというものには依然として問題になると思いますが。そういう意味で、なるほど課税の公平という観点からいって、一つの考へ方とは違ひないのだ、しかし、立法化するというには非常な危険がある。しかも、それが裁判所で全部判断するわけではございません。実際の行政の段階で納税者もある理解を持ち、それから税務官庁もある理解をもつて、解釈をもつて執行するということになる。たいへんな問題である、かように考へて今度はやめたわけでございます。

それから、租税回避行為、この典型的な事例も幾らかあげられておるわけでございます。それで、現行法でこの典型的な場合といわれまはすのは、いわゆる抱き合い合併に伴う清算所得を免れるという行為でございます。これは会社が始めから合併して、交付金なり株を出しまして、そうしてやりまはすと、その当時の株主の株式のこれは価格です、それを受けるものは清算所得としてその場合法人税を取るわけ

でございますが、そのときにも脱法しよと思はば、初めから合併しよと思ふ会社は、被合併法人の株主からあらかじめ自分で買つておくわけです。買つておきまして、そうして、自分の株にして合併すると、その分については交付金は要らぬわけでございます。そうすると、清算所得は免れる。これは明らかにかぬといふことでは税法で手を打つてございます。それからまた、あるいは土地の賃貸借契約、これ、非常に土地が上がるつております。地代なり権利金を高く取る。取りまはすと、ずいぶん税金がかかつて参ります。それで、反対給付として無期限でもつてたとえは金を貸してやり、利息はただにしてやる。そのかわり地代も安くしてやる。こういう場合があるわけです。経済的利益をもつて相殺する場合があります。明らかにその当該契約の趣旨から見ると、これは一方においては長期借入れである、それでは貸付金は無利子でもつて何十年も貸します。経済的には、これで目的を達するわけでございます。失われるのは課税金だけが失われるわけでございます。こういう明らかなものにつきます。ましては、その場合にはその現在借りた金と将来返すものを現在の原価価値で計算した差、その差額は、それはその地代なりあるいは権利の譲渡による収入とみなすといふことを、要件を規定して書いてあるわけでございます。しかし、およそこのあらゆる法律形式を使いまして、この脱法をもしやろうとすれば、いろんな手が考えられるわけでございます。これを一般的に禁止する方法はないものかというの、やはり課税の公平という理念から出で、この問題になつたわけでございます。

これについても同じ問題があるわけでございます。それであらゆる場合を想定してみまして、かりに一般的なかかるのかひつかからぬのかといふことになると、まだまだ税務の実務からいひましても、判例、学説からいひましても、非常な問題がある。そんなときにこの抽象的規定を定めることは危険である。一々その場合があれば、要件をきめてまだ書くべき段階ではないか。こう申して、これも見合はせたいわけでございます。

それから、行爲計算に対する一般的規定、これはもとより法人税法、所得税法にあるので、通則法では設けるか設けないか、これは設けても宣言的規定として設けるかどうか。要するに、困窮通則法の体裁として設けた方がいかにどうか、こういう議論だつたわけでございます。それは、今回はほかのやつもやめるので、その点だけ体裁を整えることではない。実質的には何らの意味もないことなから、各税法でまかなつていくことでございませぬので、それもやめたわけでございます。

それから、質問検査権に関する統合規定と、それから特定職業人の守秘義務との関係、たとえば弁護士でありますとか、あるいは税理士等に関しましては、職務上知り得た秘密は、これは守る権利、義務を同時に負うのだ。刑法にはその場合の秘密を漏らした場合は罰則があるわけでございます。ところで、問題は、一体どこまでがその守られるべき秘密の範囲であるのか。税務署のほうはやはり課税の公平といふものを期するために、調査をしていきまはす。それで、そのときに守られるべき秘密といふのは、それらの特定職業人の所得を調べる場合に働くのか、あるいは依頼者の所得を調べる場合に働くのか、それから秘密といふのは秘密と考へたことが全部それであるのか。たとえば、またドイツ、アメリカのようには、その秘密といふのは個人的信頼関係で打ちあけられた秘密だけをいうのか、その辺がわからないわけでは、どちらも公益上の問題だと思ひます。質問検査権にいたしましても、それから守秘義務、両方とも公益目的から設けられた法規でございますが、それらの調整はどこに置くべきか、こういう問題でございます。この点は単に税法だけがかりに解釈すると申しましても、これはなかなかむずかしい問題でございます。刑法にも関係し、秘密一般の問題でございます。そういう意味で、より広範な角度が必要である。単にその法律と税法という関係だけでなく、もっと広い見地で、この問題を研究すべきではなからうか、こういうことで延ばされていくわけでございます。延ばされていくといふのは、実施をするとかしないとかいふことではなくて、なお検討すべきものという意味でございます。非常にむずかしいわけでございます。

それから、官庁の協力義務でも同様でございます。現在指定統計といふようなものがございます。これはだれにも見せないことになつておりまはす。しかしながら、たとえば県庁で今やつておられます幼齡林のようなものは届出制度になつております。それから、成熟林も、これは伐採すれば届出ることになつております。こういう資料は官庁にあるわけでございます。が、これを適正な納税義務の実現の公

益目的のために開示すべきかどうか、こういう問題があるわけでございます。そういう意味で広範な角度から検討する必要がある。

それから、先ほどの記帳義務の問題につきましても、そうしてございまして、なお青色申告の人員が、個人でいいますと五〇％程度の段階で、青色申告の問題はますますわれわれはその普及をすべきではなかつたかどうか、という反省でございます。もとより、これは罰則のない規定でむしろ特権ともいふべきものなんです。そういうものを青色申告制度が普及しない上にさらにこういう制度を設けるということは、さらに屋上屋を重ねて、あまりにも現実的でないのじやないか。そのためにかつて税務行政の第一線が混乱するといふ事態も考へられる。これは納税者の記帳の慣習が高まるという事態も少し待つべきではなからうかという感じ、この点も残されたわけでございます。

それから、先ほど申しました資料提出義務過怠税でございます。現在資料提出義務違反については、もとより罰則はあるわけでございますが、現在罰則の適用はほとんどいたしておりませぬ。罰則の適用はむずかしいから、一件百円くらいの過怠税を設ければ励行するかもしれない、こういうことが問題になつたわけでございます。よく考へてみますと、まず第一に資料の提出について協力を求めるという行政措置から出発すべきではないか。うんと力を入れて、どうしてもうまいかぬといふ事態であるといふことには、まだまづいてないわけでございます。そういう点、まだその結論を下すのは

非常に早い、こう考えまして、この点も延ばしておるわけでありませう。

それから、もう一つ、無申告の場合の脱税犯の問題でございます。これは現行では、たとえ二重帳簿を作つて、それで申告をしなければという場合について、無申告脱税犯の規定があるという事については、ほとんどだれも疑いを持っておりませう。しかしながら、かりにそういう作爲をしないで、それで申告の段階で、おれはこの申告をしないことによつて税金を免れるという認識だけをもつてやつたときに、脱税犯を構成するかしないか、こういう問題でございます。何ら認識なくしてやつた場合のいわば形式犯、これはもちろんその犯罪は構成しないと思ひますが、そういう何といひますか、特に作爲はしないが、その認識をもつてやつた場合は、理論的にはやはり脱税犯に該当するんだと。したがつて、その趣旨を盛つたような改正規定を盛るべきではないかという、理論的な見地から出た意見であつたわけでありませう。しかし、その点もよく検討してみますと、いわゆる犯意のない単純無申告の場合と、犯意のある無申告、今の脱税犯を構成する場合の限界というものは非常にむづかしい問題です。それからまた、これは立証問題ともからみまます。それからまた、その犯意があるかないかという問題を、税法のほうから、税法だけがひとり進んでいくのはどんなものであらうか。そういうことにつきましましては、やはり刑事事犯全般の問題ではなからうかという観点から、勉強はいたしましたけれども、この点を規定化するということについては、われわれはまだ早い、現状におい

ては反対である、こういう意味でことごとく延ばしたわけでございます。

したが、いまして、将来やるのかやらぬとかいふ問題でなくて、事柄が非常にむづかしい問題でございますので、大体御了承——そういう意味では、たまたまのどういふ条件になつたときにどうなるかという事は、御想像いたされるかと思つてございまして、私の個人的な感じを率直に申しますと、いづれも非常にむづかしい問題で、実現はきわめて遠い将来ではなからうかという感じがするわけでございます。

○木村福八郎君 一般の人たちの危惧しているのは、今の御説明で、非常に問題があるから当面削除した、しかし将来においてもこれは簡単にすぐ実施はできない、まだまだたいへん研究しなければならぬ、今後の実績を見た上で、また判例とかその他も見た上でなければならぬということでございます。けれども、しかし、それは国税通則法というこの基本法が通ると、この修正あるいはまたほかの法律、独立の法律等をもつて、今は削除したけれども、それが将来つけ加えられるのではないかと、このことを非常に危惧しているわけですよ。そこで、今のお話ですと、特にこの中で非常に問題になるのは、たとえば特定職業人の守秘義務の問題とか、それから質問検査権の拡大とか、こういう点は、これは一応今度削除したが、今後はこういうものを規定するという建前で検討していくのか、そういう点を非常に危惧するわけなんです。今は一応削除したけれども、今後はそういう建前で、答申の線に沿つて、これを規定する建前であるという検討もし研究をしていくのかどう

かということなんです。規定していくということと建前とするということになると、これはたいへんじゃないか、こういう危惧があるんですよ、僕は率直に言ひましてね。そういう点をやはりここで明確にわれわれとしてはしたいわけなんです。そういう点、もう少し、くどいようですけれども、一番心配している点なんです。御説明を願ひたい。まあ大体の考え方はわからないことはないんです。大体は了承できましたが、しかし、まだ不安は完全に払拭されたとはいへないと思ひます。その点をもつて少し御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し上げたこと、あるいはおわかりいただけたんじゃないかと思ひますが、少なくとも規定する方向で検討するということではございませう。やはり先ほど落とした事項以外にも、税務のことから批判が起きてくると思ひます。そういう問題については、絶えず研究は続けなければならぬと思ひますが、そういうものと同じように、問題点は検討する。しかし、それを規定する建前でやるとか、初めからその意図をもつてやるとか、そういうことではございませう。

○委員長(棚橋小虎君) 暫時休憩いたします。

午後五時一分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕
三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民金融公庫の農地被買収者等に対する貸付けに関する臨時特例法案(衆)

国民金融公庫の農地被買収者等に対する貸付けに関する臨時特例法案

国民金融公庫の農地被買収者等に対する貸付けに関する臨時特例法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、国民金融公庫の農地被買収者等に対する貸付けに關し、その業務の特例を定めるものとする。

第二条 この法律において「農地被買収者等」とは、旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)、旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)又は農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の規定に基づき、農地、牧野その他の土地を買収され、若しくは譲渡せられた者又はその一般承継人をいう。

(国民金融公庫の業務の特例)

第三条 国民金融公庫は、農地被買収者等に対しては、国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第一条及び第十八条の規定にかかわらず、農地被買収者等に対する貸付けに充てるものとして出資された資金を限度として、生業資金以外の資金の小口貸付の業務を行なうことができる。

2 前項の業務は、国民金融公庫法第五条第三項又は第三十二条第三

号の規定の適用については、同法第十八条第一項に規定する業務とみなす。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)
2 この法律は、昭和四十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

ただし、同日以前に国民金融公庫が農地被買収者等に対して生業資金以外の資金の小口貸付をし、又は当該小口貸付の申込みを受理したものに係る国民金融公庫の業務に關しては、なお従前の例による。

第五部

大蔵委員会會議録第二十二号

昭和三十七年三月三十一日

【參議院】

昭和三十七年四月六日印刷

昭和三十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局